

令和元年第2回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年6月13日(木曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
日程第 3 会期決定の件
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 行政報告
日程第 6 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
日程第 7 請願第2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
日程第 8 議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第 9 議案第2号 長南町道路線の廃止について
日程第10 議案第3号 長南町道路線の変更について
日程第11 議案第4号 令和元年度長南町一般会計補正予算(第1号)について
日程第12 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第13 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第15 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	宮 崎 裕 一 君	2番	林 義 博 君
3番	河 野 康 二 郎 君	4番	岩 瀬 康 陽 君
5番	御 園 生 明 君	6番	松 野 唱 平 君
7番	森 川 剛 典 君	8番	大 倉 正 幸 君
9番	板 倉 正 勝 君	10番	加 藤 喜 男 君
11番	丸 島 な か 君	12番	和 田 和 夫 君
13番	松 崎 剛 忠 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	君	教	育	長	小	高	憲	二	君								
総	務	課	長	土	橋	博	美	君	企	画	政	策	課	長								
田	中	英	司	君	税	務	住	民	課	長	鈴	木	隆	生	君							
財	政	課	長	今	井	隆	幸	君	健	康	保	険	課	長	河	野	勉	君				
福	祉	課	長	仁	茂	田	宏	子	君	農	地	保	全	課	長	高	徳	一	博	君		
産	業	振	興	課	長	岩	崎	彰	君	ガ	ス	課	長	大	杉	孝	君					
建	設	環	境	課	長	唐	鎌	伸	康	君	学	校	教	育	課	主	幹	大	塚	猛	君	
学	校	教	育	課	長	川	野	博	文	君	生	涯	学	習	課	長	三	十	尾	成	弘	君
生	涯	学	習	課	長	三	十	尾	成	弘	君											

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	大	塚	孝	一	書	記	片	岡	勤
書	記	石	橋	明	奈							

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

今日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございませう。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございませう。

今日は、令和元年第2回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ともにご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

令和元年度も、はや3カ月が過ぎようとしておりますが、各事務事業につきましては、おおむね順調に推移しているところでございませう。これもひとえに、議員各位のご理解とご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

現在、調整中ではございませうが、平成30年度会計の決算概要について申し上げます。

まず一般会計では、おおむね歳入総額は45億8,000万円、歳出総額は44億2,000万円となっており、歳入歳出差引額は1億6,000万円程度となっております。このうち、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は1億4,000万円程度と見込んでおります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめ5つの特別会計につきましては、合計額で申しますと、おおむね歳入総額は26億6,000万円、歳出総額は25億6,000万円で、歳入歳出差引額は1億円程度を見込んでおります。また、ガス事業会計では、売上高6億3,000万円程度を見込んでいるところでございませう。

さて、本定例会でございませうが、規約の制定に関する協議、道路線の廃止・変更、補正予算、人事案件の計7件を提案いたしております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから、令和元年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時05分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 河野 康二郎 君

4番 岩瀬 康陽 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、松崎剛忠君。

〔議会運営委員長 松崎剛忠君登壇〕

○議会運営委員長（松崎剛忠君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る6月4日に委員会を開催し、令和元年第2回定例会の議会運営について協議・検討いたしました。

本定例会に付議される事件は、規約の一部改正1件、道路線の廃止、変更で2件、補正予算1件、同意2件、諮問1件の計7議案が提出されているほか、請願2件が議題とされました。また、一般質問を5人の議員が行うことになっております。

当委員会といたしましては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日13日から14日の2日間とすることに決定いたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付しました令和元年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日13日から14日までの2日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日13日から14日までの2日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案4件、同意2件、諮問1件の送付があり、これを受理しました。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本日までに受理した請願は2件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました平成31年4月分の例月出納検査結果、地方自治法施行令第146条第2項の規定による平成30年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告並びに議長が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松野唱平君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 地域おこし協力隊の着任について、ご報告させていただきます。

先般、4月15日に田畑和輝さんに委嘱状を交付しました。任期期間は令和2年3月31日であります。

本人のプロフィールは、広報ちょうなん4月号で紹介しておりますが、以前は塾などの講師として教育業界に携わっており、今後も教育活動などを通じて、町の活性化に貢献していきたいということでもあります。

神奈川県厚木市から引っ越してきてから2カ月は、自分の足でいろいろな町の情報収集やさまざまなイベントに参加して、広報ちょうなん6月号から「タバTの小部屋」のコラム欄で、町の魅力・情報発信をしております。

そのほか、SNS、ブログ、ホームページなどの情報ツールも駆使し、町の魅力発信を内外に、積極的にアピールしていくことも考えていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） これで行政報告は終わりました。

◎請願第1号、請願第2号の上程、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第6、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願及び日程第7、請願第2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を一括議題とします。

お諮りします。

請願第1号及び請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、討

論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

請願第1号については、採択することに決定いたしました。

これから、請願第2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

請願第2号については、採択することに決定いたしました。

◎議案第1号～諮問第1号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 日程第8、議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてから、日程第14、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から諮問第1号までの議案について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、本案は、千葉県市町村総合

事務組合の組織団体である香取市東庄町病院組合が解散することにより、組合の組織団体の数が減少することから、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定を改正しようとする事について、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第2号 長南町道路線の廃止について及び議案第3号 長南町道路線の変更については関連がございますので、一括してご説明いたします、本案は、豊原地先における太陽光発電事業の開発に伴い、道路法に基づく道路線の廃止及び変更をするものでございます。

次に、議案第4号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算につきましては、総務費では参議院議員選挙に伴う開票所の機材借上げ料等の追加を、民生費では、障害福祉サービス管理システム改修委託料の追加を、衛生費では、緊急風しん抗体検査等に係る委託料等の追加を、商工費では、プレミアム付商品券事務委託料等の追加を、教育費では、空調機の配管異常に伴う修繕料をそれぞれ追加しようとするものでございます。

歳入歳出それぞれに5,802万3,000円を追加し、予算の総額を44億2,302万3,000円にするものでございます。

次に、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本案は、現委員の半澤秀明氏の任期が本年6月23日をもって満了となることから、新たに石橋弘道氏を適任者として選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、半澤秀明委員には2期8年にわたり町監査委員としてご尽力いただいたわけですが、そのご労苦に深く感謝申を申し上げる次第でございます。

次に、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本案は、現委員の田邊順一氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、新たに渡邊輝夫氏を適任者として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、田邊順一委員には、1期3年にわたり、固定資産評価委員としてご尽力いただいたわけでありませけれども、そのご労苦に深く感謝申し上げる次第でございます。

最後に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案は、現委員の手嶋知絵子氏の任期が本年9月30日をもって満了となることから、新たに酒井榮子氏を適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上、議案第1号から諮問第1号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

総務課長、土橋博美君。

〔総務課長 土橋博美君登壇〕

○総務課長（土橋博美君） おはようございます。

それでは、議案第1号の内容の説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月13日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

また、あわせて、参考資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案書の2ページになりますが、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約でございます。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり改正するものです。

別表第1とございますが、これは、組合を組織する地方公共団体に関する規定でございまして、別表の第1中、「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「長門川水道企業団 国保国吉病院組合」に改めるものでございます。

次に、別表2と記載してございますが、別表2につきましては、組合の共同処理する事務に係る、共同処理する団体に関する規定でございまして、第3条第1項では、第16号まで掲げる事務がございます。そのうちの別表第2、第3条第1項第1号に掲げる事務及び第3条第1項第3号に掲げる事務の項中、「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「長門川水道企業団 国保国吉病院組合」に、第3条第1項第11号に掲げる事務の項中、「鋸南町 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「鋸南町 国保国吉病院組合」に改めるものでございます。

いずれも香取市東庄町病院組合が解散されることに伴いまして削るものでございます。

附則といたしまして、この規則は、令和元年9月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の2ページから3ページに新旧対照表がございますので、後ほど、ごらんいただきたいと思います。

大変、雑駁な説明ではございますが、以上で議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号及び議案第3号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、議案第2号 長南町道路線の廃止について及び議案第3号 長南町道路線の変更についての内容を説明させていただきます。

議案書3ページをお開きください。

議案第2号 長南町道路線の廃止について。道路法第10条第3項の規定により長南町道路線を別紙のとおり廃止することについて、議会の議決を求める。

令和元年6月13日提出、長南町長、平野貞夫。

本文は、豊原地先において、太陽光発電事業の開発区域内に位置する町道1路線を廃止するものでございます。

また、この開発区域の全体面積につきましては、茂原市を含む約101ヘクタールでありまして、このうち37.8ヘクタールが長南町における開発区域でございます。

次の4ページをお開きください。

町道廃止路線調書でございます。廃止する路線は、その他（三級）の町道でありまして、3ブロックの1路線で、整理番号は803となります。下の5ページには、本線の路線番号、路線名、起点、終点の場所、延長、幅員を記載しておりまして、三級町道豊原62号線、延長551.9メートルを廃止するものです。

続きまして、長南町道路線の変更についての内容について説明させていただきます。

議案書6ページをお開きください。

議案第3号 長南町道路線の変更について。道路法第10条第3項の規定により長南町道路線を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和元年6月13日提出、長南町長、平野貞夫。

本案は、議案第2号と同様の理由によりまして、道路線の一部を廃止することから町道1路線を変更するものでございます。

次の7ページをお願いします。

町道変更路線調書でございます。変更する路線は、その他（三級）の町道でありまして、3ブロックの1路線で、整理番号は807となります。

次の8ページをお開きください。

変更する内容を新旧対照表として記載しております。整理番号807、路線番号3066、路線名三級町道豊原66号線は、終点から延長436メートルを廃止することによりまして、終点の場所が変更となります。結果といたしまして、延長が625.2メートルから189.2メートルに変更するもので、幅員については、変更はございません。

なお、今回、お願いいたします廃止・変更路線の位置につきましては、議員控室に位置図を掲載していただいておりますので、後ほど、ご確認いただきたいと思います。

以上、大変、雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第2号及び議案第3号の内容の説明は、終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

〔財政課長 今井隆幸君登壇〕

○財政課長（今井隆幸君） それでは、議案第4号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第1号）の内容の説明を申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

議案第4号 令和元年度長南町一般会計補正予算について。

令和元年度長南町一般会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和元年6月13日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

令和元年度長南町一般会計補正予算(第1号)でございます。

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、平成31年度長南町一般会計予算の名称を令和元年度長南町一般会計予算とし、予算書における元号の表示についても令和に読みかえるものとする。なお、今回の補正予算にない町特別会計予算につきましても同様の取り扱いとなり、今後、補正等で計上する際に元号の読みかえ規定を盛り込むことを申し伝えます。

令和元年度長南町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,802万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,302万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

15款国庫支出金ですが、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、障害者総合支援事業費補助金として16万2,000円を、3目衛生費国庫補助金では、緊急風しん抗体検査等事業補助金として130万7,000円を追加し、7目商工費国庫補助金では、プレミアム付商品券事務費補助金及びプレミアム付商品券事業費補助金として1,750万2,000円の追加をするものでございます。

この3目保健衛生費補助金の緊急風しん抗体検査等事業補助金及び7目の商工費補助金のプレミアム付商品券の各事業補助金については、平成30年度一般会計補正予算(第4号)で繰り越しの設定をしたものですが、国の補助金の交付決定が本年度の4月以降となることから繰り越しをせず、令和元年度一般会計補正予算(第1号)で再計上するものでございます。

なお、歳出においても同様に再計上しております。

16款県支出金ですが、2項県補助金では、風しんワクチン接種補助事業費補助金として2万円を追加し、3項委託金では、参議院議員選挙費委託金として26万1,000円を追加するものです。

20款繰越金は、前年度繰越金577万1,000円の追加をするものでございます。

21款諸収入は、プレミアム付商品券販売代金でございます。

続きまして、歳出について説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

2款の総務費でございますが、4項選挙費、3目参議院議員選挙費、13節委託料では、第4投票所、旧西小学校の段差解消スロープの資材作成委託料として8万7,000円を、14節使用料及び賃借料では、開票所の機材

借り上げ料として32万5,000円を追加し、18節備品購入費では、選挙用備品購入費として6万4,000円を追加するものでございます。

特定財源としては、県委託金として26万1,000円を充当しております。

次に、3款民生費ですが、1項社会福祉費では、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、10月から幼児教育・保育無償化が実施されることから、障害福祉サービス管理システム改修委託料として16万2,000円を追加するものでございます。特定財源としては、全額を国庫支出金として、16万2,000円を充当しております。

次に4款衛生費でございますが、1項保健衛生費、2目予防費、11節需用費では、緊急風しん抗体検査受診票及び緊急風しん予防接種予診票の印刷製本費として1万円を、12節役務費では、緊急風しん抗体検査等クーポン郵送料及び国保連事務手数料として5万1,000円を追加するものでございます。

13節委託料では、緊急風しん抗体検査等に係る委託料として307万5,000円を追加し、20節扶助費では、風しん予防接種費補助として5万円を追加するものでございます。

特定財源としては、国の補助対象額の2分の1の額として130万7,000円、及び県補助金2万円をそれぞれ充当してございます。

次に、6款1項商工費でございますが、1目商工業振興費、3節職員手当等では、プレミアム付商品券事務を扱う非常勤職員2名の時間外手当として20万円を、7節賃金ではプレミアム付商品券事務を扱う非常勤職員2名の事務員賃金として133万7,000円を追加するものでございます。

11節需用費では、消耗品として8万円を、12節役務費では、プレミアム付商品券対象者に送付する郵送料及び郵便局から町への口座振替取り扱い手数料として99万1,000円を追加するものでございます。

13節委託料では、プレミアム付商品券事務委託料として5,042万9,000円、14節使用料及び賃借料では、プレミアム付商品券事務処理システム手数料として46万8,000円を追加するものでございます。

特定財源につきましては、全額国庫補助となり、1,750万2,000円及びその他財源としてプレミアム付商品券販売代金3,600万円をそれぞれ充当しております。

次に、9款教育費、4項社会教育費では、4月の冷房切りかえ時に冷温水機の配管について、経年劣化による異常が判明したことから修繕料として70万円を追加するものでございます。

以上で、議案第4号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第1号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これにて議案第4号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から諮問第1号までの説明は終わりました。

お諮りします。

日程第8、議案第1号から日程第14、諮問第1号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第1号から日程第14、諮問第1号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、

質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。再開については9時55分を予定しております。

(午前 9時41分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時56分)

◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第15、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は5人です。質問順位は、通告順に1番から5番までとします。

念のため、内容についてここで確認します。質問者は質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁をします。制限時間は原則1人1時間以内とします。

◇丸島なか君

○議長（松野唱平君） 通告順に発言を許します。

初めに、11番、丸島なか君。

〔11番 丸島なか君質問席〕

○11番（丸島なか君） 皆様、おはようございます。

11番議席の丸島でございます。

4月に行われました町議選では皆様の真心からのご支援、ご協力によりまして、当選をさせていただきました。心より感謝を申し上げます。今後4年間、女性の目線、住民目線で地域の皆様の声を行政にお届けし、令和の時代が希望あふれる新時代となるよう全力で頑張っております。どうか皆様のご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、3点、通告順に質問をさせていただきます。どうか誠意ある答弁をよろしくお願いを申し上げます。

まず、1点目のちょな丸ポイント事業についてお伺いをいたします。

運動と健康の関係について、長年研究を行ってきた東京都健康長寿医療センター研究所の医学博士の青柳幸利氏は、2000年7月から18年以上にわたり、群馬県中之条町の方に協力をしてもらい、研究・調査を続けているそうでございます。

5,000人を超える65歳以上の全住民に、日ごろの運動や睡眠、食事など、生活の様子について詳細なアンケートを実施、病気を遠ざけ健康でいられるかどうかは、生活習慣に占める歩数と運動の強度に大きくかかわっているとのことでございます。

調査の結果は、①として1日4,000歩と中強度の運動5分で、鬱病予防。②5,000歩と中強度の運動は、早歩

きや階段をおりること、水中歩行など、家事ですと掃除機やモップがけ、草むしりなど、これらを七、八分行うことで鬱病に加え、認知症、心疾患、脳卒中を予防できる。また、3番目として7,000歩と中強度15分は、①、②に加えまして、がん、動脈硬化、骨粗しょう症の発症を抑える。8,000歩では、中強度20分の方においては、この①、②、③に加えて高血圧症、糖尿病、脂質異常症の発症率が低くなる。また、1万歩、中強度の30分、メタボリック症候群。1万2,000歩におきましては、40分、肥満解消。1万2,000歩以上になると、肥満対策になっても病気の予防効果が高まるとのことでございます。

健康で長生きするためには、1日8,000歩、そのうち、中強度のウォーキングを20分、これが青柳氏が導き出した黄金律、中強度の運動とは、ウォーキングだと、早歩きに相当するということです。私の考える8,000歩のうち、徒歩、早歩き20分で健康を手に入れていただきたいと思っておりますということで、私は8,000歩なんて、とても歩けないという方は、まず5,000歩を目指してください。このレベルまで来れば、命にかかわる多くの病気は予防できると、このようなお話がありました。

参考までにご紹介をさせていただきました。

我が長南町でも、この4月からちよな丸ポイント事業がスタートをいたしました。健診を受けたり、町で行う行事に参加したりすると、ポイントをためてクオカードがもらえる仕組みになっており、町民の皆さんには関心が高く、大変好評のようでございます。こんなにすばらしいちよな丸ポイント事業として、ちよな丸ポイント手帳を作成していただき、大変にありがとうございました。

そこで、スタートしてまだ日が浅いわけですが、全体の利用状況についてお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 丸島議員の現在のちよな丸ポイントの利用状況はというご質問のほうにお答えをさせていただきます。

ちよな丸ポイント事業につきましては、今年度からの新規事業でございます。5月末現在で551名の方からポイント手帳の申請をいただいております。

全体の利用状況はどうなっているかのご質問ですが、551名中514名、全体の93.3%の方が健康保険課の健診等の事業を受けられております。また、福祉課で実施しております介護予防教室にも20名の方が受けられておりますが、他課等の事業につきましては、開催時期が決まっている事業等もございますので、現在のところ参加されている事業はございません。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 皆さんからの喜びの声とか、さまざまな意見等、聞いているようでございましたら、ちょっとお聞かせをしていただきたいと思います。

また、500ポイントためて、クオカードをいただいた方はもう既におられるのかどうか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（松野唱平君） 健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 住民の方からどのような意見かというご質問ですが、住民の方からはおもしろ

い事業ですとか、いい事業だという肯定的な意見は何っております。

また、クオカードにつきましては、まだ交換に見えられた方はおりません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 大変いいということで、事業の実施項目ですけれども、町民の皆さんからもっといろいろふやしてほしい事業があるということをお聞きしております。

例えば、給食サービス事業、これは毎週木曜日に高齢者のお弁当づくりをして、配達もしております。また、青色パトロールの巡回とか、ブックスタート事業、また、小学校などの読み聞かせ、子供たちの見守り活動などいろいろあるわけですけれども、こういうものもこの項目の中に入れてほしいという声も上がっておりますけれども、町としてはどういうふうを考えているのか、ふやしていただけるのかどうなのかをお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） 健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 事業の関係でございます。

事業の実施項目につきましては、今年度10月ごろを目途に、また各課等に来年度の事業の実施項目につきまして確認を行い、来年度の事業の変更を行っていく予定です。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） それでは、ぜひ皆さんの声を反映していただければありがたいと思います。

次に、町民の皆さん方に対する、その周知についてお伺いをしたいと思います。

周知については、今までどのようにして周知してきたのかをお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 町民に対する周知でございますが、この広報4月号に3ページにわたって特集のほうを組ませていただいております。広報のほうで周知を図りましたり、庁舎内5カ所、役場の正面玄関ですとか、保健センター1階で2カ所、2階の会議室の反対側で1カ所、公民館に1カ所、計5カ所、ポイント事業開始のポスターを掲示してございます。

また、健康保険課では4月上旬からさまざまな住民検診を実施している関係で、検診会場に特設のちょな丸ポイント手帳の申請場所のほうをつくりまして、住民の方に事業内容のほうを説明しながら、手帳の申し込みを受け付けてございます。

なお、今後につきましても、ポイント事業ごとに啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 5カ所ほどポスターがあるということをお聞きしましたけれども、余り気がつかなくてすみません。

町の考え方は、役場に来る方とか、来られる方、健診を受ける人、そういう方はいいと思いますけれども、

そうではない、テレビの前でおいしいものを食べて、家の中で引きこもっている方たちに、外に出て何かやる、できることをやって、家の中から外に出て友達と会話をしたりだとか、お花を植えたり、草むしりをしたりと、そうしていくことに認知症予防だったり、ぼけ防止だったり、そういうことをやることによって元気が出るし、コミュニケーションがとれてよい方向に行くのではというふうに思います。また、そういう方たちに手を差し伸べるのが行政の仕事かなとも思います。

スタートしてまだ3カ月目に入ったばかりでありますので、今後に期待をしたいと思います。期待をして、このちょな丸ポイント事業の質問は終わりたいと思います。

よろしく願いをいたします。

次に、2点目の新生児聴覚スクリーニング検査についてお伺いをいたします。

この検査については、日本耳鼻咽喉科学会、また、日本産婦人科医会ではマニュアルを作成して、その内容によりますと、国内では新生児の聴覚スクリーニングで難聴が疑われ、全国の精密聴力検査施設を受診する赤ちゃんは1年間に約4,000人、国内出生数の0.4%おられるそうです。このうち約1,000人に両方の耳に両耳難聴が発見され、また、ほぼ同じ人数の赤ちゃんが片方の耳の難聴と診断されているということをお聞きしております。

両耳難聴のお子さんでは、早く発見して補聴器を装着し、聞く力や話す力をつける練習ができると、それだけコミュニケーション能力を高くすることができるとして、検査を呼びかけております。

また、国では平成28年に、新生児聴覚検査の体制整備事業を創設し、都道府県を通じて市町村に新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組まれるようお願いすると通知が出されて、平成28年度の実施状況等について報告が出されました。

その報告によりますと、この事業は検査実施状況を把握することが前提となっているということでございますけれども、①として、受診の有無を確認していない市区町村がある。②検査結果を確認していない市区町村がある。③検査を受診していない児に、赤ちゃんに対する対策がない市区町村が多くある。4番目として、検査費用について公費負担している市町村が少ないと、4点にわたって指摘がなされております。

そこで質問をさせていただきます。

まず1点目の検査の実施可能な医療機関は、何施設か伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） それでは丸島議員さんの実施可能な医療機関についてということで、お答えのほうをさせていただきます。

こちら基本的には出生医療機関での検査となります。近隣の茂原市では作永産婦人科さんと育成医院さんが、お隣、いすみ市さんではもりかわ医院さんが実施可能となっております。

また、現在、検査を実施していない医療機関につきましては、他の医療機関で外来での検査が実施できるように県が調整を行っております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） それでは直近の出生数と初回検査実施率についてお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） 健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） それではお答えのほうをさせていただきます。

平成30年度の出生数は32名でした。そのうちの31名、率にしまして96.8%の児が検査のほうを実施してございます。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 32名生まれて、31人が検査を実施しているということですが、もう一人の方はどうなっているかわかりますか。

○議長（松野唱平君） 健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 残り1名、なぜ検査を受けていないのかというようなご質問なんですけれども、管内の産婦人科、先ほど説明をいたしました茂原市さんですとか、いすみ市さんの産婦人科ではスクリーニング検査の必要性につきまして、きちんと説明を行っているというお話は伺っております。しかしながら、この1名、未実施の方は管外の市原市さんの産婦人科で出産をしたということで、市原市さんのその産婦人科のほうでは、どのような形で説明を受けているかというのは把握のほうはしてございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 3番なんですけれども、検査結果は全て把握されているのかということで、把握されているようなんですけれども、また、検査を受けていない児に対する対策を伺いますということで、この1人の子供さんの対策をお聞きしましょうか。

○議長（松野唱平君） 健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 検査結果ということと、1名を受けていない方というお話ですが、検査結果につきましては全ての児に対して実施してございます新生児訪問の際に、確認し記録のほうをさせていただきます。

昨年度につきましては、検査を実施しました31名の児のうち、30名が異常なしとなっております、1名が再検査でしたが、再検査後に異常なしとなっております。

また、1名、市原市さんのほうで確認をできなかったという方につきましては、町の保健師のほうで、後日、電話での確認をしたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 丁寧にしていきたいと思えます。

次に、4番目として町民への周知、啓発の取り組みはどうなんでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 町民に対する周知ということでございます。

こちらに関しましては、母子手帳を窓口で配付する際に、手帳に検査記録のページがございます。そちらのほうを内容のほう、確認をしながら口頭で制度につきまして保健師のほうから説明をしております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 了解いたしました。

それでは、5番目の公費負担について町のお考えをお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） 健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 公費負担の関係でございますけれども、公費負担につきましては、現在、県が新生児の聴覚スクリーニング検査の手引きというものを作成中でございます。その中で、検査の方法ですとかその内容につきまして、県内で統一した方法でできるように医療機関と調整のほうを図っているところです。

町のほうといたしましても準備が整いましたら、近隣の動向等を確認しながら、こちら前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 今の公費負担につきましては、県内で統一した方法とか近隣の動向とかということで、答弁をいただきましたけれども、国からの事業の通知の段階において、少子化対策に関する地方単独措置として所要の財源が確保され、市町村に対して地方交付税措置されたことを申し添えると、このように明記をされているともお聞きをしております。

このことから新生児聴覚検査に係る費用については、県や他市町村の実施状況などは関係がないと考えます。聴覚障害の早期発見、そして適切な療育のために自治体の裁量が求められていると考えますので、再度お伺いをいたしましょう。

○議長（松野唱平君） 健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 先ほどもこちらの公費負担の関係、お答えのほうを差し上げましたけれども、導入に向けては既に交付税措置もされているということですので、前向きに検討のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） すみません。しつこいようですけれども、聞くところによりますと、いすみ市は平成28年度から、大多喜町は平成29年度、お隣の睦沢町は30年4月から助成を実施していると聞いております。長南町においても早期に事業を実施していただけるようお願いして、この質問を終わりたいと思っております。

次に、3点目の投票率向上対策についてに移らせていただきます。

1点目の期日前投票宣誓書について、最近の傾向として、過去3回の統一地方選では回を重ねるごとに、期日前投票をする方がふえています。利用率は全国的にも20%を上回り、今や、期日前投票が選挙戦の勝敗を左右すると言っても過言ではないということです。期日前投票ができるのは、告示日、公示日の翌日から投票日の前日まででございます。期間中は毎日が投票日でございます。

長南町でも4月の選挙戦では、1,600名ほどの方が期日前投票をしておるといふうに聞いております。皆さん4日間で1,600名の方が期日前投票をしたとお聞きしましたが、1日平均400名の方が行っていることとなります。結構、行列ができていた時間帯もあったとも聞いておりますけれども、このとき必要なものは入場券と期日前投票の宣誓書でございます。

現在は、本町では期日前投票の際に提出する宣誓書が町のホームページからダウンロードできるようになっておりますが、さらに進めて宣誓書を投票所入場券の裏面に印刷をして郵送できないものでしょうか。高齢者や障害のある方などから、投票所独特の雰囲気の中で宣誓書に記入することに緊張して負担になる、記入に時間がかかるのでどうかしてほしいとの声が上がっております。自宅で宣誓書を記入できることにより、投票がしやすくなって喜ぶ町民がふえるはずです。さらに、これが浸透すれば投票率の向上にもつながると思われま

す。既に多くの自治体でも導入しておられる状況でございます。このことについてはいかがお考えでしょうか。お伺いをしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長、土橋博美君。

○選挙管理委員会書記長（土橋博美君） 期日前投票宣誓書のことについてお答えさせていただきますが、丸島議員、先ほどおっしゃいましたように、宣誓書の事前配布につきましては、町ホームページから直接ダウンロードしていただくか、町の選挙管理委員会、総務課の窓口になりますけれども、そちらのほうにお越しになっていただいて事前に入手するようなこととなっております。町の選挙管理委員会といたしましても、選挙人の利便性を向上させることが、投票率向上に寄与するものと考えておりますので、入場券の裏面に宣誓書を記載することなども、前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 前向き答弁をいただきましたので、もし間に合うようでしたら7月の参議院選挙から実施していただければ幸いです。よろしくお伺いをいたします。

そして、次の18歳選挙権の対応についてお伺いをいたします。

18歳選挙権は、選挙年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる法改正、選挙制度改正で平成28年6月施行されました。町内での18歳、19歳の若い方たちの人数と投票率はどのようになっているのかをお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） 選挙管理委員会書記長、土橋博美君。

○選挙管理委員会書記長（土橋博美君） すみません。

本町の場合は、選挙権が18歳以上に引き下げられまして、実施に執行したのは平成28年度の参議院選挙からとなっております。先日、執行いたしました町の議会議員一般選挙を含めまして4回、選挙を実施しております。

丸島議員のご質問でございます18歳、19歳の投票状況につきましては、直近の4月21日の町議会議員一般選挙でございますけれども、当日有権者数、18歳の方が54名、19歳の方が51名、合計で105人でございます。投

票者数につきましては、18歳が32名、19歳が26名、合わせまして58名でございます。投票率のほうは55.23%です。参考にそのときの町の全体の投票率といたしましては、73.61%でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。投票率全体では73%と、それも県下でもいいほうだと思います。また、18歳と19歳を比べてみますと、18歳のほうがかなりいいということで、19歳のほうがちょうど半分と、そういうランクのことでございますけれども、本町として、投票率の向上対策として、どんなことに取り組んでいるのか、もしできたらお伺いをしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 選挙管理委員会書記長、土橋博美君。

○選挙管理委員会書記長（土橋博美君） この若い世代の投票率を向上させるために、町では18歳到達者にグリーティングカードというものを送付しております。18歳から投票できることを周知させていただいておるものなんですけれども、ものといたしましては、こういうものでございます。こういうものを送らせていただいております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） グリーティングカードを送っていただいているということで。投票率は政治への期待値だとか、投票日当日の天候とか、さまざまな要因により左右される中で、全国的にも低下傾向にあるということで、都市部とかはもう本当に低い状況でございますけれども、長南町としては73.61%ということは、これはすばらしいことかなというふうに思っておりますけれども、特に若い人の投票率が低いので全体を引き下げている状況になるのかなと思いますけれども、これが若い人の政治的関心の薄さ、関心がない、そういうものに要因があるのではないかなというふうに思っているところでございますけれども、今後は若い方たちの投票率向上に向けた長期的な取り組みとして、教育委員会や学校の協力を得て、中学校、小学校の生徒・児童に選挙を体験してもらうなど、検討してもらって、さまざまな啓発活動について引き続き研究を重ねていただいで、投票率向上をお願いし、この質問を終わりたいと思います。

ご協力、大変ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） これで、11番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開につきましては10時45分を予定しております。

(午前10時28分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◇ 板 倉 正 勝 君

○議長（松野唱平君） 次に、9番、板倉正勝君。

[9 番 板倉正勝君質問席]

○ 9 番 (板倉正勝君) 一般質問の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

9 番、板倉正勝です。よろしくお願いします。

まず最初に、質問させていただきます件名については、町道の管理について、要旨といたしまして、未舗装等の維持管理について伺いたいと思います。

今の現状でございますと、町町道で前に言われました農道という部分ですけれども、土地改良をやった順番で、うちの豊栄地区は土地改良の整備が一番早かったということで、資金をかけないでやっているところが多くて、排水溝とか、そういった類いでお金をかけない土地改良をやってございました。今、最後のほうに西地区のほうでは、暗渠から排水、きちっとできて舗装も結構できております。

そういった中で、豊栄地区については、まだ未舗装で、草刈り、道路整備と管理が行き届いていないところが数カ所ございます。

その中で、今もう高齢者が草刈りをやるのにも大変になってきております。各地区でもどんどん高齢者がふえてきて、草刈り等がだんだん困難になってきているということを考えまして、ある程度今まで課のほうに要望しても、財政も予算がないということでありまして、なかなか話が先に出ないということがございますので、これからも少しは、毎年計画の金額の予算も余計にとってくれという話はできませんけれども、少しずつでも毎年そういう計画を立てていただき、少しでもやっていただきたいというのについて、答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長 (松野唱平君) ただいまの件に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長 (唐鎌伸康君) 今、未舗装等の維持管理についてということでご質問がありましたことについて回答させていただきたいと思います。

現在、町の町道認定の総路線の延長ですけれども、約397キロございます。集落と集落を結ぶ幹線道路の1、2級の町道におきましては、延長65キロで舗装率は100%となっております。また、その他の3級町道におきましては、延長約332キロメートル、舗装率は54%と、依然低い状況にあるところでございます。

ご質問いただきました未舗装の道路は、3級町道に指定されておまして、ご質問のとおり農道として利用者が特定されるなど、多くは、地域の住民の方による草刈りとか、道路愛護の作業等によって維持管理が行われている状況となっております。町の町道の管理者といたしましては、安全に使用できるように、計画的に舗装の整備をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 (松野唱平君) 9 番、板倉正勝君。

○ 9 番 (板倉正勝君) やっていくという答弁が出ていましたけれども、どのくらいの予算をもってできるのかなどというのは伺いたいと思います。

それと、今だんだん農業をやる人が減少して、高齢化でだんだん大規模農家、営農組織というような形で水田を耕作しているような形になってきておると思いますけれども、その中でも、大規模営農組織の人たちも一緒にやっぱり高齢化されてきている。そういう中でも、道路面だけでも、ある程度舗装を少しずつでも伸ばし

ていってもらいたいということですので、大体でいいですから、予算は、今年は予算も終わりました。来年度でもいいし、補正でもいいですから、少しずつ何カ所ずつでもいいですから、ある程度進めていただきたいと思いますけれども、大体予算的に何千万ということは財政が大変なので、何百万程度でもいいと思いますけれども、それを続けていただけたらと思います。ひとつこれについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 今予算の額についてのご質問でございますが、所管しております私のほうといたしましては、要求といたしまして、1,000万円程度要求していきたいと、要求でございます。そう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 建設課長の答弁で1,000万とあって、手前のところでは町長がにこにこ笑っていますけれども、これに対して町長さんの考えもちょっと伺えればいかがかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 板倉議員さんのほうは、そんなに多くは望んでいないというようなお言葉を聞いて安心しているんですけども、今、道路予算については、土木予算については、まず町道あるいは橋梁、河川といった、トンネルですか、そういう維持管理のほうに国の方針として、基本的にはしようとしているところであります、それがここ二、三年で進めて行くような思いでいます。

そうしますと、今言った未舗装の町道部分について、予算を多く十分できるのかなというふうにも思っておりますけれども、そういうものでは先ほど課長のほうから答弁がありましたように、状況を見ながら計画的に、少しでも町路線の予算でも、毎年計画的にやっていきたいというふうに思っています。そのための予算については、しっかりやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） ただいま町長さんのほうから答弁がございました。ありがとうございます。

ひとつ国のほうから下がってきている橋梁関係だとか、河川は主流でやらなきゃいけないもんだと思いますけれども、多少の予算でもいいですから、毎年やって、町長も町を少しはよくするんだというやつで、町民に少しはわかってくれるようなことを、少しでもやっていただきたいと思えます。

では、これは終わりにさせていただきます。

次に、耕作放棄地についての要旨で、①現状についてですけども、今、長南町では大分ヤチヨのほうを、各集落のヤチヨというか、山と山の間のほうの、ここはほとんど耕作放棄地で、農業をやる人がやっぱり高齢化でできなくなってきたということ、耕作放棄地について、そういった類いで耕作放棄地がふえればイノシシもふえると。イノシシのすみかにもなっておることだと思えます。

まして、県道沿いの脇でも大分深沢とかああいうところはかなり耕作放棄地で、一面が放棄地ということになっていると思いますけれども、次の質問でいかせてもらおうところがございまして、現状について答弁願えればお願いしたいと思えます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） それでは、ただいまの耕作放棄地の現状につきまして答弁のほうをさせていただきます。

耕作放棄地につきましては、5年ごと調査が実施されます農林業センサスの中で、過去1年以上作物を栽培せず、この数年間の間に再び耕作するはっきりとした考えのない土地を、農家の自己申告によりまして調査をした結果を集計したものとなっております。

2015年、平成27年に実施された農林業センサスの結果によれば、長南町の耕作放棄地の面積につきましては、358ヘクタールで耕地面積の約28.2%となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 28.2%ということでございますけれども、隣の長柄町地区の場合はかなり放棄地が多くて、土地改良をやった優良土地等で、かなり耕作放棄地が多くて、生産というですか、それについて転作もやなくて作付面積できると。長南町はいいところでまだ減反対策、転作問題も出ていますんで、長南町としてはかなりいい数字だと、私は思っております。

そんな中で、耕作放棄地もどんどんふえると思いますけれども、②の今後の見通しについてに入らせていただきます。

というのは、最初の質問でやりましたけれども、深沢地区も太陽光発電をやるような話も聞いております。長柄町の大津倉、あの辺で大分、太陽光発電で町民の人から大分問題が出ておりますけれども、その流れが深沢に来たということもございますけれども、そういった類い、ああいう県道沿いをやっぱり太陽光とか何かやられると、長南町としてはかなり余りいい景観じゃなくなると。それこそそれをやりますと、だんだんだんだん進んで次のほうにいつちやうような感じになりますけれども、次に、農業振興地域除外の話ですけれども、②に入っているよ。

そんな中で、ああいう深沢とか、ほかの耕作放棄地等を除外、なるべくできないのかと。本来でありますと農地のまま太陽光発電できると。そんな形で太陽光がふえていくと思いますけれども、そういうところを早く除外して、民間、土地の売買はある程度できていて、企業誘致でも住宅等をできるようにすれば、人口減少にも歯どめがかかると、そういった類いで、この過疎指定を受けている長南町は、どうしても除外をして宅地造成でも企業誘致でも、できるようなふうを考えていかないとどうしようもならないと思う。

ただ、後ろに構えている議員さんたちいっぱいいますけれども、地元をどうしていったらいいのか考えている人は何人いるかわかりませんが、一番目の前にあるものを、ひとつ課題として、深沢の入るところ、あそこはほとんど全面積とっていいほど耕作放棄地だと。ああいうところをどうしても除外から外していただいて、うちを建てたい人もございます。そういうところもなるべく除外していただいて、町の活性化につなげていただきたいということで、ここ何年か除外の問題も、今まで何年に一度というのは私も聞いておりましたけれども、この辺で除外の計画を立てているのか、立てていないところは、ちょっとそれを伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

農業振興地域の除外についてということでございます。

まず、町の農業振興整備計画でございますけれども、現在の計画は、昭和49年度に策定をしております、平成8年度には3回目の計画変更を行っておりますが、その後の計画変更の手続は、埴生川Ⅲ期土地改良事業、または圏央道整備事業などの完了後、また、大規模開発の進捗状況により計画変更をするということとしておったところでございます。そのようなことから、現在、除外、編入などを行う全体見直しの手続となります農業振興整備計画変更手続の、今、準備を進めているところでございます。

農業振興整備計画は、農業生産の基盤であります農用地等の確保を図るための基本制度でありまして、この計画変更の手続におきましては、県の同意が必要となっております。

本町でも、遊休農地が増加する傾向となっている状況の中で、今お話がありました農業の担い手不足、また人口の減少等、そういう課題がございます。それを念頭に置きまして、今後進めます県との変更協議を進める中で、除外できる農地、または編入する農地につきまして、十分な調査、検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 除外手続については、計画手続ですが、これは県のほうにいつて許可がないとできないと聞いておりますけれども、これは、過疎脱却について、今までずっと同じことをやっていて、過疎脱却するといったって、町は絶対変わらないと思うんですよ。

ただ、我々の子供も結局うちに土地があっても、そこを埋めたり、ここにあるから建ててくれといったって、私の近くでも大体茂原近辺に土地を求めて、茂原に住んじゃうというのを、歯どめをどこかでしなければ、転出ばかりして転入してくる人ってまずいないと思うんですよ。住む場所があれば、転入してくる人もいないかと。

そうした土地であれば、宅地にすれば税金も上がりますよね。遊ばしたって幾らも税金は上がらない、税収は上がらない。それだったら変更で、やっぱり宅地でも雑種地でもいいから、それに替えて税収を町で上げるように、少しは考えれば町も少しは楽になる。それで草刈りも、売ったり、売買すれば管理も楽になると思うんですよ。

これはどうしても、農業をやる人もだけれども、毎年減ってきていますよね。大きい区画についてであれば、ある程度それはやってくれます。小さい区画の田んぼだったら大体、大規模営農組織でもなるべく手をかけたくないというのが本音だと思います。

そういったところも、どうしてもやっぱりこれは県に、計画のときが来たからただ出すんじゃなくて、それをやっぱり県に百度参りでもしていただき、長南町は過疎を脱却するにはこのくらいのことをしなければ、脱却できませんということで、やっぱり担当の人も組長さんもそうなんですけれども、そういうところでも何回でも、県のほうに働きをかけていただき、もう企業が来るから農振除外やって、それからその区分を除外する

という考えじゃなくて、もう前もって大体こことここは荒れているんだったら、ここはもう企業誘致でも住宅地でもいいという形で、先にやっていけば、地主さんたちも結局農振除外してあるから、ある程度は売買にしても早目にできると。過疎脱却でこういうことをできなきゃしょうがないし、このままいっちゃいますよ。実際にどこの集落にしても、みんなそういう場所はあると思います。

今回も補填で、見直していきましたけれども、産業課長、知っていますよね。いろりできて、きのうやりましたけれども、実際がそうやって見ないと、耕作放棄地、そういった類いで何年かずつこうやって調査に来ましたけれども、そういうところで本当につくらないところであれば、そういうふうに除外していただくようにしたらどうなのかなと。それで、固定資産税でも少しでもいいから上げていただくというような考えですけれども、これについては課長さんは答弁できますか。できなきゃ町長さんをお願いします。じゃ、2人お願いします。

○議長（松野唱平君） 産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、お答えをさせていただきます。

板倉議員さんのおっしゃっていることは十分わかることではございます。ただ、農振法、これは法律で決まっていることでもありますので、ご承知のことかと思っておりますけれども、農振で定める区域というのが法律で決まっているところでございます。

遊休農地になっているからということだけでは、なかなか農振から除くということは難しい面もございます。それは、農振では集団的に存在する農地、広がりのある農地は農振区域に入れなさいという、おおむね10ヘクタールという、そういう基準等もあります。当然、土地改良事業で施行したところは、農振農用地になると。農振農用地と定める区的、そういう規定がございます。

そういう中で、板倉議員さんのおっしゃられるとおり、遊休農地もふえているところでもあります。宅地化するところもないという声も聞いておりますので、今後、今進めます計画変更につきまして、県と協議する中で、長南町の実情を訴えながら、協議のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、課長のほうから答弁がございましたが、この長南町過疎地域ということで、過疎が急増するためにいろんな町独自の町づくりをやれやれということで、国のほうからいろいろ方針が示されています。地方創生もそうですよね。

そういった中で、どうしても国が構造を脱却するためにいろんな施策を講じますと言っている割には、こういう農振法、あるいは崖条例といった形が邪魔して、なかなか思うように開発ができないんじゃないかという、特に、戸建て部分については大規模な開発と違って、まとめて農振はやっていないということで、非常に部落の建物が建てられないという状況でございます。ですので、何とか地域の特性を生かした、施策は それだけでも法整備を特区としてうまく適用除外にしていってもらえればありがたいのかなと、これはいつも思っておりますし、いろんな県の関係者が来たときにこういう話をしています。

ですけれども、何らかの県の農地、農振除外のほうの手続については、依然ハードルが高くて、やはり基本的な制度をなかなか脱却していただけないと、そういうようなことですので、とにかく具体的な開発計画をかけて、その計画に基づいて農振除外ができるように、今、取り組んでいる部分でありますけれども、ただ、土

土地利用計画がこうなっているから除外してほしいというのは、なかなか聞き入れてくれないというのが実情なんです。

ですけれども、先ほど言ったように、本町の発展のためにはネックになっている農振と崖条例、これを何とか緩和してもらえるように、今後も、県のほうには話をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） ただいま岩崎課長さんと、また町長さんのほうから答弁がございましたけれども、これからはやっぱり過疎脱却、また長南町の発展、人口減少ということを考えて、これからもある程度は、その辺は耕作放棄地だから除外になるべくしていこうと、その辺は企業誘致でもいいんじゃないのかとか、できれば住宅、小規模住宅地でもいいです。そういったふうにして、ある程度は、全部できないと思いますけれども、そういった中でやっぱり起債でもつくっておいて、次はここだなというぐらいに、ある程度できるようにしていただき、県のほうに要望でいろいろ言うていただき、また県会議員の先生方もおりますんで、そういうところをうまく使う、パイプ役として使っていただき、早目に少しの除外ができるように、頑張ってくださいと思います。それが、町の人口減、または税収も少し上がるようにしていただきたいと思います。

それと、太陽光パネルについても、今、これからやろうというところございますけれども、あれから15年、20年後、そのままだったら景観は非常に悪い。やっている人はもう亡くなっちゃうと思いますけれども、残されたご子息の人たちが、俺の親こんなことやって、ばかなやろうだなと言われるような時代が絶対来ると思います。あれについては、廃棄処分についてのことは、今は全然問題になっておりませんが、今は設置だけのことで企業が動いていますけれども、あれが廃棄になったときにはえらい問題になると思います。

ぜひ長南町は、太陽光もえらい大きいものができました。違う耕作放棄地については、なるべく太陽光はやらないようなことで、最後に一つ聞きたいんですけども、太陽光発電の深沢にやるような計画があるのかなのか、それだけ最後に伺いたいと思いますけれども。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌信康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 深沢の県道加茂長南線と国道409の同じようなところでしょうか。

それにつきましては、境界立ち会いにおいては十分な試算をしております、そのときには太陽光をというお話は聞きましたけれども、現在、太陽光においては、開発前に事前協議の話をしてくださいというように定めております。それについての状況についてはまだ来ていない状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） それと予定の質問とちょっと変わって申しわけございませんでした。

私が伺っているところでありますと、何か土地を売却して、施工する業者も何か俺がやるんだよというような話もちらっと聞いたもので、これからあるのかなというので、これは道がそれましたけれども、議長お許しください。

そういったところがございましたけれども、正式にはまだ、書類的には上がってこないということなので

すね。多分上がってくると思いますけれども。

じゃ、これは終了いたしまして、次に入らせていただきます。

地域農業整備事業補助金についてに入らせていただきます。

この補助金について、今の現状をお伺いしたいところなんですけれども、町の農業振興計画は昭和49年度に策定、平成8年度には3回目の計画変更を行っておりますが、その後の計画変更手続は、埴生川Ⅲ期土地改良事業……すみません、要旨をきちんとしていませんでした。

地域農業事業については、平成22年度より約5億の基金を積み立てられ、新規営農組織の施設や機械整備、規模拡大に伴う大型機械への更新や施設の整備などに、事業費の50%が補助されてきました。私もその中の一人です。事業も2期目に入り、事業計画に耐用年数を迎えた機械の更新を盛り込む計画があると伺っておりますが、この補助金は先に述べた新規の営農組織の施設設備や規模拡大によって、機械の整備等をする場合、また、将来につながる最先端の農業技術への取り組みなどに使われるべきで、通常の経営の中で行える機械の更新に補助金を出すことに、少し疑問を感じているところです。

そこで、今まで行われてきた事業の内容、事業計画、件数、補助額の現状を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） ただいまの地域農業整備事業の現状ということでお答えのほうをさせていただきますと思います。

地域農業整備事業につきましては、平成24年度から平成28年度までの5年間の第1期、平成29年度から令和3年度までを第2期といたしまして、現在2期目の3年目を迎えておるところでございます。第1期につきましては、12の経営体に82件、2億2,253万円の補助金のほうを支出したところでございます。この内容につきましては、新規営農組織の機械、施設整備によるものが30件、その他は、規模の拡大によります機械の増設や施設の拡大となっております。

第2期の計画では、17の経営体に73件、1億7,824万円の補助金の交付を予定しておるところでございます。新規営農組織の機械、施設整備が23件、規模の拡大によります機械の増設や施設の拡大が42件、ご質問の中にありました機械の更新につきましては5件、その他、レンコン農家への機械補助が3件となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 現状はよくわかりました。

この事業の今後についてですが、今まで3営農組織があるけれども、かなり前から組織としてしっかりした形で、もうできているんじゃないのかなと。それで、規模拡大もある程度面積が広がっていますんで、そんなにそういう機械整備とかのものに余りしなくても、自力でできるんじゃないのかなと。新規の人で規模拡大、そういう人たちというのは集積はどんどんふえてきていると思います。

ある程度の面積はやると、組織的にもう無理だということは集積が不可能になってきていると思いますん

で、そういう営農組織については、今よくありますドローンの購入で、散布、駆除等ですね、それでもできると。そうすれば、定期的に水稲に対してなんで、予想ができると、駆除等ができればと。そういった面で、そういう営農組織には新しい先端のものを取り入れるような形でやってもらいたい。それが一つ。

それと、ある程度ドローンを使えば資格が、旧東小学校でやっているクラフティさんが資格取得もできるということなので、そういう資格も取っていただき、取るには、また70前後の人だと先がないから取ってもしようがないと思うんですけども、そこで農業の担い手として、40代、50代、よくいえば30代の方が組織に1人、2人入っていただき、次の担い手としてできるようにするには、こういうドローンのようなものを、今までどこでも先端でやっているところございます、試験的に。どうせ補助金を出すんであるんだったら、そういうある程度きちっとできた組織については、こういうドローンとか、先端のものについて補助金を、こういうものについては100%出していいと思うんですよ。50%と言わず。それで、そういうものの先端をやっていただき、集積がどんどんふえる人についた大規模農家については、今まで減額じゃなくて、同じ額を払ってやって、そういうふうに変えていったらどうなのかなと。

これで、町長さんいますけれども、この5億使ったところで、はい5億使っちゃいました、これで終わりですということじゃなくて、ある程度年間の予算を立てていただき、これはずっと継続していただきたいなど、私なんかは思っておりますけれども、そこをどういう考えであるのか。

あと、2期目に入りましたね。2期目がちょうど入りましたけれども、ある程度耐用年数で償却も終わりだから機械をかえようと、代替をするんだという人もそろそろ今出てきているみたいですけども、そういうところで償却年数が出たからここにかえるんじゃないなくて、補助金がいつ終わるかわからないからかえようとか、そういう考えの人も中にはいると思うんですよ。

そこで、稼働時間数だとか、本当にこの機械はこれでもう大体壊れて、先使っても、修理やってもかなりお金がかかりますというときに、じゃあ誰がそこで判断してそれを見るのか。営農審査会もありますよね。審査会の人はみんな自分でしている人だから、自分らでいいように、このくらいしようがないだろうなという判断をしたいと思いますけれども、審査会があつて、それから委員会にかけると思うんですけども、委員会では報告だけで済んじゃうと思うんですけども、そういうところで担当課長さんもおりますけれども、担当課長さんもまた考えもあると思うし、また、町長さんにこうだからこうしていただきたいよという考えもあると思いますので、ひとつここで答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） それでは、質問の中にございましたドローンの関係でございますけれども、このドローンによります農業ですとか種子の散布につきましては、国のスマート農業の推進の中にも、自動運転機械の普及と水利の自動制御という中で、3つの柱として、ドローンによります農業類の散布ですとか、種子の散布につきましては、国のほうが推進をしていくという目標の中に掲げられております。

したがって、そうした最新の農業技術の導入につきましては、ご質問の中にありました、ある程度経営の安定している営農組織には働きかけをしていきたいというふうに考えております。

また、ドローンによる農薬の散布等が、区域外を行っていただくことによりまして、間接的ではありますけ

れども、町から使っていただいた補助金が、多くの農家の方々に恩恵がいくというようなものを、できれば進めてまいりたいというふうに考えております。

また、一度補助で導入のほうをしました機械の更新の関係ですけれども、質問にありましたとおり、利用の仕方は組織それぞれでございますので、その更新時期につきましては、現状の状況ですとか、質問の中にございましたとおり、使用時間ですとか、そういったものを十分に精査のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

また、この事業につきましては、2期目を迎えたということで、事業の方向性につきましては、この2期目完了するまで十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 答弁のほうはなかなかよかったですと思います。

課長ね、本当にみんな補助金をもらってきちっとできている営農組織については、それこそドローンとかなんかを使って、各隣接した集落、そういうところにやっぱりやってあげれば、町で補助金を出していても、それでも組合がこうやってやってくれているんだなど。そうすれば、定期的に天候が悪くても日にちを明るる日に伸ばすんだよとか、午前中悪いけれども、昼からやりますよということもできると思うんですよ。そういうのも担当になった課長さんも、電話一本だとかで済むようなことになるんじゃないかと。

今は無人ヘリでやっていますけれども、あれだっていつからいつまでと限られた中でやっていますけれども、そうじゃなくて、ドローンであれば、各、4地区しかございませんけれども、その中をうまく割って、最初に補助金の使い道のときの3つの組合を4つに分けるといような話も伺っておりますけれども、その補助金の使い方、ちょっと今変わってきましたけれども、そういう営農組織の人たちに、先頭に立っていただいて、町のために今度はうまい補助金を使っていただいて、町をもう少しスマート化してやっていただけたらいいなと思ってます。

この質問を最後に、町長から答弁をいただきまして、町長さん、今、課長さんから言われたことでもよくわかりましたという答弁でもいいし、私はもう少しこうしたいという答弁であればお願いしたいなと思います。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、板倉議員からいろいろお話がありました。農業整備基金をきちんとすると、残りが1億5,000万余というふうにも聞いています。今後、この農業振興をどうしたらいいかということは、これから十分詰めていかなくちゃいけない部分があるんですが、まずは先ほども話にあったように、農業経営者が最先端の技術、機械を用いて、町の農業振興を図っていくというような取り組みについては、町としても積極的に支援をしていきたいと、こういうふうに思っています。

でありますけれども、農業振興基金が枯渇しているような状況の中で、この機械補助、施設整備補助を従来どおりやっていったほうがいいのかどうかということは、もうちょっと精査させていただいて、補助要綱を見直ししたりしながら、今後10年先、20年先までつながる農業の支援の仕方を、しっかりと検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 今、町長さんからも答弁ございましたけれども、この補助金につきましては、目いっぱい予算をとれと言いませんけれども、これはなるべく持続していただき、それこそ今担い手も不足ということでございますので、本当に、先ほども言いましたけれども、ドローン活用とかで担い手さんを、農業でもこういうものやっつけて、俺もやってみるかなんかという、ある程度入って継いでくれる若い人だっつけてくれればいいのかなど。

今の現状でありますとみんな作業員、組織は70前後の人だけがやっているところで、そういう人たちだっって何年本当に元気でできるのか、私はわからないと思います。その中の私も一人のうちに入りますけれども、本当に若い人たちがどれだけまた手伝ってくれて、この農業を覚えていくかという、そんなのもこれからの課題だと思っております。

そういったところで、ひとつ補助金についてはいいですけども、それと課長さん、1つだけお願いといいますか、1つありますけれども、審査会でもう少し課長さんの思っていることもあると思いますので、それを提案していただいて、いろいろもんでいただきたいと。それでいいようなことも、組長さんにどうなんですかというようなこともやって、やっぱりパイプ役といいますか、ただ審査会だけでなあなあでやっぱりやれている。でももう2期目の半ばに入っていますので、その辺をきちっとして、次の3期目もやっていただきたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

では次、複合施設についてに入ります。

公民館の今後の見通しについてですけども、公民館については、さきの議会定例会において、複合施設として検討していくと話されましたが、今後の見通しについて、どのように考えているのか伺いたいと思います。お願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） 公民館につきましては、その機能と、東京家政大学との連携の拠点となります機能を備えた複合施設として考えております。現在は、建設に係ります条件などを検討しておりまして、今後につきましては、建設場所の選定を考えていきたと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 今、考えていますということがございましたけれども、本当に、今回も公民館の補修工事費の70万でしたか、補正が。といったように修繕工事がどんどんどんどん、1つ直せば次もまた直すような形になりますので、公民館それこそ老朽化で、これは町民の人たちが一番使うところなので、私たちが入ったときに崩れてけがして死んだっていいんですけども、町民の方はやっぱりそういうやつは首長さんも大変なんだから、本当に公民館を先に、この場所じゃなくて、この場所を壊しちゃって、次の庁舎の問題になるときに、一番先の見通しがよくなるのかなど、私は思いますので、早く公民館を手をつけて、それでその場所を壊していただけるとね、私は野球場でもいけるかなんか思っているんですけども、そういったところで、公民館は町民の人たちが憩いの場所としても使われていると思いますので、やっぱり複合施設はただ公民館だけじゃな

くて、複合施設をよく首長さんとよく考えていただき、いいものをつくっていただきたいと思います。

そんなに細かい建物についてとか、場所は考えがあれば伺いたいなというところですけども、何かいい案というか、町長の頭の中に浮かんでいる、描いている点でもいいですけども、いかんことを言うとまたうるさい議員さんがいますので、余分なことは言わなくていいですからと思いますけれども、課長が答弁できれば1回答弁していただいて、また町長にも聞きたいと思います。

○議長（松野唱平君） 生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） 建設の時期、また建設場所につきましては、財政等を検討する中で、早い時期にお示しさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 公民館機能を備えた複合施設については、前々回の岩瀬議員のご質問の中でもお答えしておりますけれども、やはり町の中心地の活性化も一緒に図ったらどうかというようなご答弁ですね。今、中断しております辰五郎記念館の建設予定地に、一つの考えとして持っていったらどうかというようなことで考えています。

もちろん、一所有者の土地だけでは足りませんで、隣接地、今駐車場として使っていますけれども、その用地を含めて、そこを考えています。なぜそういう考えになったかという、小学校のグラウンドが駐車場共有地に使うようなことになってなることが大きな原因でありまして、そうであるのであればあそこでもいいのかということで、今、検討に入っています。できれば、今年中に建設場所の位置を、その中心地だけだと思うんですけども、ほかにあればまた考えてみますけれども、将来的に候補地の選定を絞っていききたいというふうに思っています。

そのための調査費等については、また、必要があれば補正予算をお願いをしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 今、場所も大体わかってきましたけれども、町長さんに言いたいのは、辰五郎という名前は消しちゃったほうがいい。辰五郎って出すからおかしくなるんだから、資料館でも何でもいいから、公民館でも公の資料館とかでやって、辰五郎という言葉はやっぱり口に出しちゃうと町民がまずいから、同じものを建てるにしても、辰五郎はやめたほうがいいですよ。それだけにしてくださいというの。

もう時間がなくなりましたけれど、町長に辰五郎はやめてくれと、名前を出すのをやめろと。それはするでしょう。やめろという話だからね。だから建てるについては何も言いませんけれども、複合施設ということで資料館とか、公民館と資料館をしたような複合施設とかでやっていただきたいと。二度とは辰五郎と口に出さないで、それだけ。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 複合施設の建設予定地というようなことで、わかりやすいように辰五郎記念館の建設予定地というような表現をさせていただいたわけでありまして、もう辰五郎記念館というのは、これは今までも仮称で使っていたんで、本来の名称じゃないんですけども、いろいろ誤解を招くことも多いんでありますん

で、これからはそういうようなご提言の趣旨を踏まえて、そういう名称はできるだけ避けたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） ありがとうございます。

じゃ、そのような傾向で進めていただきたいと思います。

時間があと5分ぐらいか。残り時間も少なくなりましたので、最後になりますけれども、中学生の体力についてを最後の質問にさせていただきますけれども、中学生の運動会に行きましたところ、二、三名の方がゴール前で前倒しになっているといったような形で、長南町としては、学力に今重きを置いているのか、学力をつけるのにも体力がなければ人には勝てないと。学力も先に伸びないんじゃないかなというのがあって、質問をさせていただきます。

それについて答弁を、時間がないもんですみません。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 中学生の体力向上についてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

子供が成長する過程におきまして、体力をつけていくということは大事なことだというふうに考えておりますが、現在、学校体育におきましては、運動が好きな子供と、そうではない子供の二極化が指摘されております。特に、子供だというような部分では、そういう子供たちであったのかなというふうに思うんですが、長南中学校では、教育の重点項目に、健やかな体の育成を挙げて、生徒の発達段階を考えながら保健体育科の授業はもちろん、部活動あるいは学校行事など、学校の教育活動全体を通じて体力を上げるということで努力しております。

生徒の体力向上につきましては、状況につきましては、毎年実施する新体力テストというものを参考にしておりますが、昨年度の結果につきましては、各学年男女とも全国平均と比較して、ほぼ同じ数値であるとのことでございます。

テストの結果を踏まえまして、子供たちは自分の苦手なところ、あるいは足りないところを考えて、それを改善するための振り返りを行う。そして、教師側から効果的な運動例を示すなどして、改善の一助というふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） すみません、今答弁いただきましたけれども、体力づくりも一番大事じゃないかなと。

社会人になったときも、高校生活に行っても、ただ頭でっかちで、やっぱり体力がないと悩み事も解消できなかったりするんじゃないかと。体力があれば、それこそ運動部であれば怒られたり、怒鳴られたりするのがありますけれども、そういう普通の運動部じゃないと、それがいじめになったり、聞こえたりとか、そういうふうに思いがちになるんじゃないかと。だからやっぱり運動は社会に出たときに一番重要だと思う。

だから、やっぱり体力のほうも少し中学生で一番体が成長期でもありますんで、運動のほうも手を抜かないで一生懸命、少し力を入れてやっていただきたいと思いますというので、最後に、ちょうど時間切れということで失礼させていただきます。

最後、答弁だけいただければ、それで終わりにしますから。

○議長（松野唱平君） 教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） まさに、議員さんおっしゃるように、やっぱり体力は人間の教育活動、あるいは生きる全ての源でございます。そういう意味で、県教委あるいは国のほうも、知育と保健体育の総合的な発達を促すようにというようなことで指示が来ておりますし、私どもも学校体育全体を通して、子供たちのそういう体力を中心にした体づくり、心づくり、頑張っていきたいというふうを考えておりますので、また、ご理解お願いできればというふうに考えます。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） すみません、これで、言いたいことはありますが、もう少しやりたいですが、時間切れということで、残念でした。どうもありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、9番、板倉正勝君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては、午後1時を予定しております。

(午前11時47分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 和田和夫君

○議長（松野唱平君） 次に、12番、和田和夫君。

[12番 和田和夫君質問席]

○12番（和田和夫君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

日本共産党の和田和夫です。

1点目は、子供のインフルエンザの予防接種費用の助成についてであります。

インフルエンザはほとんどは自然治癒する疾患ですが、肺炎や気管支炎のほか、脳症、中耳炎などの合併症を併発して重症になったり、生命に危険が及ぶ場合があります。通常の風邪と比べて症状が重く、高熱や頭痛、筋肉痛、全身の倦怠感、せきやたんなどの全身症状も顕著にあらわれます。また、潜伏期間が短く、感染力が強いことが特徴で、毎年流行時には多くの方がインフルエンザにかかっています。

インフルエンザは予防接種を行うことでかかりにくくなったり、かかった場合の重症化を抑えることができます。長南町は、ロタウイルスやおたふく風邪などの補助を行い、県内でも先進地となっています。

子供がインフルエンザにかかると、家族もかかってしまい大変です。子供のインフルエンザの予防接種の費用を長生村は高校受験を控えた中学3年生に3,000円、長柄町や神崎町、御宿町、銚子市は生後6カ月から中学3年生まで、また我孫子市の補助も1回1,500円から2,000円の補助をしています。

そこでお聞きしますけれども、長柄町のように生後6カ月以上13歳未満に年2回、1回につき2,000円、13歳以上の中学生1回につき3,000円を助成した場合、費用はどれぐらいになりますか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、和田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

長柄町の助成に関しましては、確認しましたところ、生後6カ月以上13歳未満の児につきましては、この4月から助成額2,000円から3,000円に上げたというお話を伺いましたので、3,000円のほうで計算させていただきます。ですから、長柄町の費用助成は、生後6カ月以上13歳未満の児につきましては、助成金額1回3,000円を上限に接種2回分の助成。13歳以上の中学生につきましても、助成額1回3,000円を上限に接種回数1回を助成しております。

その条件で、平成31年4月1日現在の人数をもとに、本町のほうに置きかえますと、全ての対象者が接種をしたといたしまして、費用的には、13歳までの児が441名で264万6,000円、中学生が146名で43万8,000円、合計で587名、308万,000円となります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 町や村、また市で行われているインフルエンザの予防接種の費用を助成するように提案をします。そのことについて、お考えをお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） 健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） インフルエンザの助成費用を、ほかの市や町のように助成をするかというご質問でございますけれども、現在、本町におきましては、子ども・子育て支援につきましましては、本町では任意予防接種のおたふく風邪ワクチンと、ロタウイルスワクチン接種についての助成や、子ども医療費、高校生等医療費についての助成を行っております。

今後、子供のインフルエンザワクチンの接種につきましましては、子育て支援の一環として、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 長生郡内では長柄町や長生村では助成をもらっています。白子町も3月の町長の施政方針で実施するとのお話をしております。

長南町は先ほど紹介したように、県内でも子育て支援に手厚い支援をしております。では毎年、今年の決算でもさきの町長のお話にも1億6,000万円ぐらいの収支の起債額を計画できるというお話がありました。そういう中で、やっぱり子育て支援として、また、最も切実な問題として実施していくよう、重ねてお願いをする次第です。

2つ目に、国保についてです。均等割をなくすことについてです。

低所得者には減免制度が適用されているも、国保など保険料の算定の仕組みは、低所得者に過酷なものとなっています。均等割は、家族が多いほど負担額は増えます。少子化の時代に子供の数が多いほど重税が課されるということで、人間の人数で、頭数で課税、充当率などになぞらえて、現在の充当率などの批判があります。均等割は廃止して、保険料算定の仕組みに不公平を正すことが求められています。

均等割をなくすことについての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） ただいまの和田議員さんの均等割をなくすことができないかというご質問についてお答えをさせていただきます。

日本の国保制度は、国民皆保険でございまして、国民健康保険税は地方税法及び長南町国民健康保険税条例において、課税の方式のほうが定められております。また、本年の第1回議会定例会におきまして、今年度分保険税の算定方式のうち、後期高齢者支援金分と介護分につきまして、平等割のほうを廃止いたしまして、応能割を所得割に、応益割を均等割とした2方式に変更したところでございます。

なお、平等割の廃止に際しましては、不足分の均等割への全額転嫁を行うのではなく、1人当たり年額1,000円の減額を行う中で、賦課方式の変更に合わせて、保険税の一部減額のほうを行っております。

保険税の算定につきましては、あまねく被保険者の方に関して、均等割の負担をいただくことが国民健康保険の大前提となっております。国民健康保険制度が加入者に一定の費用負担を求めることを踏まえますと、均等割をなくすことは法律的に違法性が強いとされております。

なお、低所得者世帯の負担軽減のためには、7割、5割、2割の保険税を軽減する措置を設けてございますので、低所得者に配慮した税負担ともなっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 今、課長がお答えになったことはわかりますけれども、やっぱり国保削減の問題でもありますけれども、役所に努力をしてもらいたいと思います。

3点目、道路の歩道についてであります。

1点目は、県道長柄大多喜線の棚毛から千田交差点、千田交差点からJA長南支所までの路線は、圏央道の開通後、車の通行がふえて、歩道は設置されておらず、歩行者、自転車の通行が安全に通れずに困っています。千田交差点からJA長南支部は、自転車に乗っている人を避けて車が通り、接触すると事故が起きたり、運転する人は危険だと思っています。

以前も質問で取り上げていますが、その後どのように対応されているか、お答えをお願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 今、和田議員から歩道の設置についてということでご質問を受けました。それぞれに回答したいと思います。

県道長柄大多喜線及び国道409号の歩道整備につきましては、千葉県をはじめ町村会などに対しまして、幾度となく要望をしてきたところでございます。しかし、本町における県道の造成事業は、いまだ多くの路線が継続事業として行われておりまして、国道409号、茂原一宮線、通称長生グリーンラインをはじめ、茂原環状線、茂原大多喜線、南総一宮線、長柄大多喜線、そして近年では以前に要望してまいりました加茂長南線を加えまして、計6路線の道路整備が現在も行われているところでございます。

このような状況において、千葉県では現在、事業に着手している路線を優先いたしまして、道路整備を進め

ている方針と伺っているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 2点目ですけれども、県道南総一宮線の小沢地先の道路は、路肩が狭くて中学生の通学路になっております。大変危険であると住民の方から話が出ています。以前は事故も起きています。改善が必要と考えます。現在、同じ県道の南総一宮線の水沼地先において、道路整備事業が実施されていますが、現在の状況はどのようになっていますか。

また、小沢地先の歩道設置について、設置する考えがあるかお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） 建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 初めに、水沼地先の道路整備事業についてお答えしたいと思います。

市原市と行政境になります南郷トンネルを起点といたしまして、水沼の交差点側を終点とする未整備区間約2キロにおいて、現在、道路改良事業が計画されているところでございます。この道路改良事業は、千葉県単独による予算で実施されておりまして、長生土木が事業者となって行われております。この事業は、南郷トンネル側のほうへ向かって整備を進めていくと伺っております。

水沼地先の交差点部を含む延長220メートル区間において、現在事業が実施されておりまして、今必要な道路の用地を確保するため、地権者等と交渉の段階にあると聞いております。

次に、小沢地先の歩道設置についてお答えしたいと思います。

先ほど回答させていただいたとおり、本町においては多くの路線で道路整備事業が実施されておりまして、現在のところは南郷トンネルが狭隘で狭いということですので、その整備を含む道路改良の事業の促進を優先して要望していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 国道409号、また、町道の歩道の設置率が3割か4割ぐらいで、今でも車社会に即しているとは言い切れません。歩道が設置されるまで生きていられないでしょうけれども、一日もこの歩道設置を早く進めるために、発想を変えて、やっぱり歩道設置に毎年2,000万から3,000万、それだけのお金があるから予算として組むことはできないか。また、用地の買収も、こういう時代ですから、格安で地主との交渉に当たることはできないか、お答えを願いたいと思っております。

○議長（松野唱平君） 建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 今、和田議員のほうから場所を2,000万から3,000万円の予算を組むことはできないかと。これに関しては、国道・県道についての管理は、今本町におきましては千葉県は道路関係については管理者ということになっていますので、その予算についてはちょっとお答えはできないものでございますけれども、地主とこの買収の価格等を本町においても、設置する必要のある場所の地権者、その地権者と町と一緒に、その道路用地を確保できるような体制ということを踏まえて、県に要望することはできますので、住民の方にもご協力をいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 県の状況はわかりましたからいいんですけども、県道の県の承認がおりないとなかなかできないと、そう言っていると何年たつかわかりませんので、先ほど言うような提案をいたしました。検討をしてもらいたいと思います。

次に、人事について伺います。

4月に定年退職した方が、もう一度再任用され、課長職にとどまった人事についてです。

今年は3人の方が課長職に再任用されています。定年で退職した人が再任用されることは必要なこととも考えます。しかし、再任用されて課長職にとどまっているのは、他の町村には見受けられません。課長職にとどまることは次の人の昇級が、また繰り延べになってしまい、職員の士気が失われてしまうのではないかと考えております。

定年退職した人をなぜ課長職に再任用したのか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、人事についてのご質問がありましたけれども、人事異動というのは、町の事務事業を円滑に遂行するために、適材適所を旨として行っております。再任用職員は正規の職員となるわけでありますので、通常の人事異動の対象としています。特に、フルタイムの作業については、定数の職員にカウントされるというようなこともございます。一般的には、異動に当たっては、これまでの知識、経験を生かせる部署に配属することにしていきます。

この定年退職によって任用する再任用職員については、本人の希望により、その意向を踏まえた中で行っているところでありますけれども、先ほどお話がありましたように、今年度は課長職に3名を再任用したわけがあります。これについては、昨年度末で15名の課長のうち、6名が退職したことに伴いまして、組織機能を維持するためには3名の職員に残ってもらうことが望ましいというふうに考えまして、そのような発令をしたところでございます。

そのことによって、職員の士気が失われるのではないかというようなことのご質問ですけれども、人事はその当時の市町村の年齢構成等、総合的に判断して行っているものでありまして、特に今年度については、補佐職、係長職を手厚く登用したつもりでおります。これは今後の人事を、職員体制を見据えてのことです。

そういうことで、他町村で見受けられないのではないかというようなことですが、これは先ほど申し上げましたように、あくまでも町の人事体制ですから、町の人事制度、給与制度に基づいて行っているものでありまして、他の町村の事例は参考にすべきではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 町には町の独自の施策があると町長はおっしゃっていますけれども、やはり町民の目から見て、住民の目から見て、やっぱり課長職にとどまることは、私は適当でないと思いますね。そのために再任用の枠があるわけですから。そういうわけで、今後もこれを続けるつもりなのかどうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） これも、今申し上げましたように、今後続けるかどうかについては、毎年毎年の施策を遂行する上で必要な人数、必要な職について検討した中で、先ほども言ったように適材適所で行っていくという方針です。

したがって、再任用制度を課長職にすることは、今後絶対ないとは言い切れない。というのは、先ほど言いましたけれども、職員定数にカウントされるんです。だから、正規の職員なんですよ。正規の職員であれば、それなりの給与制度に基づいて給与を払わなければならないとか、そうであるのであれば、今までの知識、経験を生かした部署に配属する。そして職務と責任を持ってもらう。これが一番町にとっては利益につながるというふうに思っております。

ただ、和田議員が心配しているものは、定年退職した職員が再任用することによって、退職前と同じような給料をもらっているんじゃないかと、そういうような声が町民の皆さんにあるのではないかとというようなことも、私も承知しています。ですが、先ほど言ったように、この再任用については、人事制度、給与制度に基づいて行っているのでありまして、その制度を理解していただければわかると思うんですが、人件費は給料が大幅に削減された内容となっています。

したがって、今回の管理職に登用される方については、同じ職務と同じ責任を負わされる中でも給料が大幅に削減される。私としては、任用するに当たっては、非常に申しわけない思いながら、任用したわけでありますけれども、先ほど申し上げましたように、本人の希望と意向によって、それはそういうことで受けられますというようなお話をいただきましたんで、この際そういうような人事をさせていただいたということでありますので、ご理解をいただけたと思います。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 本人の意向と言いますけれども、町長にお願いされれば、誰も断ることはできないと思います。

それからもう一つ、定員にカウントされるとおっしゃっていますけれども、後輩を育てていくことも考えて、町民のほうからは適切ではないという声が出ておりますが、その点について、これからも考えるということではなくて、今年限りでやめたらどうかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 人事ですから、任命権者の内示によって、それは従ってもらわなくちゃいけないという大前提があります。ですので、一度内示を出した者については変わらないというのは現実だというふうに思います。これは全ての職員に言えることだと思います。

じゃ、再任用職員だけそれは断るチャンスがあるかということそうではない。再任用職員については、本人の希望、まず再任用を希望するかどうかというような意向を聞いた中で、それが短時間勤務なのか、フルタイムなのかというようなことも確認をした中で配置をしていきます。基本的には、組織機能を充実させるためには、今までの知識、経験を生かしたところで頑張ってもらうのが一番、町のためにもなると、そういうようなことを思っています。

それによって、年下の職員の士気が弱まるというような人事はしていないつもりです。やはり年齢構成等も見ながら、今現在は、とにかく退職した職員に頑張ってもらって、その後をしっかり育てる。そのために、

先ほど申しましたけれども、士気が失われないように、補佐職、係長職を今回は手厚く登用しています。そのように、全体計画を見ながら、総合的に判断して行っておりますので、じゃあ来年度以降、再任用するにも、管理職にしないで済むかどうかについては、また、その時期が来ましたら、しっかり全体を見ながら考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 今年課長職に再任用された方には申しわけないんですけども、やはり全体的なことを考えていく場合、やっぱり適切でないので、来年からはやめるよう求めて、質問を終わります。

○議長（松野唱平君） これで12番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

◇ 加藤喜男君

○議長（松野唱平君） 次に、10番、加藤喜男君。

[10番 加藤喜男君質問席]

○10番（加藤喜男君） 10番、加藤でございます。

議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。

議会も改選がございまして、また4年間よろしく申し上げます。

先月は、ご案内のようにアメリカの大統領が来て、てんやわんやの大騒ぎをしたわけでございますが、そのときに、前日に大きな地震がございまして、報道陣がいっぱい近所にいたものですから、役場の玄関のほうまでライブ中継で、またそれがあいにく土曜日ということで、職員みんな不在でございまして、また、そのときにおりました日直の方々は大変だったなと思います。夜間、休日地震というのは、また起こるわけでございます。職員の対応について、よろしく訓練等をお願いしたいと思います。

この地震がありまして、前から問題になっておる長南町随分震度が高いということで、今度の震度も5弱が出たのかな、ということで、震源地は真下ではないんですが、いつも震度が高いということでお聞きしましたら、ゲートボール場のところに地震計をつけたと。震度4だったということで、4が正しいのか5弱が正しいのかわかりませんが、どちらも地震計は狂っていないんでしょうから、やっぱり地盤の関係でこの庁舎の周辺は地盤が悪いんだろうと。ちょっと離れたところであれば震度4であったということで、とはいっても震度4を出すわけにはいかなく震度5弱が報道されてしまうということで、有名になってよかったという面もあるのかもしれない。

とはいっても、これは本当に震度5弱はここだけの話だとすれば、ちょっと町全体としても、これを代表の震度としてはおかしいので、すぐ近くで震度4も出ますから、検討の範囲として、町も広いですから、震度計を各方面にもう1個ぐらいつつけていただいて、この辺十分検討していただけたらうれしいなと、お願いしたいなということでございます。

それから、質問に直接関係しないんですが、先日のぐるっと花めぐりの関係で、町民から聞いている言葉でございまして、どうもバスが余り乗車率がよくないと。こういう行事はお天気とか花の関係とか、いろいろなことがあって、乗り切れないときもあるかもしれないし、今回のようにがらがらになってしまうこともあるの

かもしれないということですが、お聞きしますと、今回80万円ぐらいの委託料がかかっておるということで、10台前後がぐるぐる回ったということで、先ほどのとおりいろいろな条件で変わりますが、こういうことを言う町民の方もおりましたということで、ご承知願いたいと思います。

それからもう一つ、ある町民が今月号の広報を見て、町長と語る会がないなというようなことを、問い合わせしてきました。私も事務局のほうに、今回はないのということで聞きましたら、今年度実施予定はないのかなというような感じでお聞きをしました。この旨をお伝えしたわけでございますけれども、この辺は町長と語る会、検討をよろしくお願いをしたいと思ひまして、質問に入りたいと思ひます。

今、和田議員のほうから再任用について詳しく聞いてくれたわけでございます。私も、再任用について質問を出しておるわけでございます。和田さんの分を勘案してやっていると、ごちゃごちゃになってわからなくなっちゃう、聞いている部分がわからなくなっちゃいますので、私4点ぐらいお出しをしたつもりでありますので、重複する分には一向に構いませんので、その分回答を考えておいてくれると思ひますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの和田さんと重なりますけれども、初めに、本町では26年度、再任用に関する条例の制定に伴い、今年から再任用はやっていると。今回、先ほどありましたけれども、課長職に3人の再任用がされたということで、その人事を余り想定しなかった一般の町民も、役所のOBも、大きな関心を持っているということでございます。

これは、年金の関係とかいろいろあるのかもしれないのせんが、先ほどと同じ質問になるかもしれないけれども、今回のような管理職の課長職への再任用は非常に珍しいということで、当初そちらに出した段階では、郡内、県内、または国内で珍しいことなのかということでお聞きしたいということでございます。

先ほど、町長はほかは参考にすべきでないというご回答をいただいたところでございますが、もう一度、再度で結構ですから、その辺お聞かせ願えればと思ひます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） ご質問の課長職の再任用についてですけれども、その前に、震度計についてお話がありました。

せんだっての震度5弱、これについては震度は小数点まで出すんだそうです。ですから、小数点以下が四捨五入されるということですので、今回5弱については、庁舎脇の震度計、県の震度計なんですけど、これは4.5、したがって4.5で四捨五入で5弱というような発表をするんだそうです。

気象庁が設置したゲートボール場のところの震度計は4.3、ですから四捨五入で4と、そういう発表をしているというようで、一概に今回の庁舎脇の震度計、県の震度計が大きく間違っているということにはならない。ただ、小数点以下は発表しないで、ちょっと誤解というか、そういう震度5弱の大きさに、驚く方も結構おるんですけども、実態はそうだということで、その対策について今、検討していますので、県と協議していますので、何らかの形で近々方向づけがされるのかなというふうには思っています。

それから、町長と語る会につきましては、例年実施したんですけれども、もっといい話し合いの仕方がある

んではないかと。要するに町民の皆さんの意見を聞く会を、違った形で、違う方向でやることがあるのかどうか、それを今検討させてもらっていますので、とりあえずの町長と語る会という従来のやり方については、今年度は行わないと、そういうようなことで考えております。

ここで余談を言いましたけれども、質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、管理職を再任用にしたということを、これはほかの自治体と比べて珍しいことなのかどうか。そもそもこの再任用制度は、25年度以降に定年退職した職員に当てはまるものですから、まだ日は浅いんですね、この制度が導入されてから。もちろんこれは各自治体、職員規模、職員年齢、職員構成、さまざまな点で違うところも結構多いんです。要するに、管理職は退職したから、すぐその辺管理職を当てはめるような、そういう人材とか、いろんな人材もそもそも違うわけでありまして、職員の実態が違う中で、ほかの自治体を参考にするのはどうなのかなと。ですので、珍しいことなのかどうかはまだ歴史が浅いですから、これは珍しいとか珍しくないとかと、そういう言える段階ではありません。

そういったところで、今回は3人の課長職を再任用で任用したわけですがけれども、この経緯については、先ほど和田議員さんの質問にもお答えしたとおりであります。とおりでありましたけれども、今回は15名中の6名は退職したと。こういう小規模な団体で、15名中6名の管理職がやめるということは、なかなかないことだというふうに思っておりまして、やはり急激な組織の変化は、事務事業の遂行に支障を来すのではないかなというように思いで、激変緩和の意味合いもあって、この際、3名に残っていただいたということでもあります。

その後のバックアップについては、先ほども言っていますように、今後を見据えた人事をしっかり行っていますので、今回はそういうことで、本人の意向を踏まえた中で、人事制度、給与制度に基づいて任命しているところでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 何度もありがとうございます。

15名中の6名が退職ということで、これも大変なことで、本当に緊急な対応はしておかないと、こういうこともふえてくるのかなというように、苦肉の策であるというように受け取りますが、国としても、定年の年齢の引き上げとか、いろいろなことで働ける人はちょっと働いてもらうんだという方向に行く、その先取りをしているような感じでもあるのかなということは思いますけれども、大体わかりました。

とはいっても、今回3名の方、先ほどの和田議員さんからお聞きになりましたが、僕なんか考えるに、役場をやめられてよかったなという感じですがけれども、要は定年を迎えて大きなストレスから解放され、思っていたところに、また引き続いて課長職をお願いしたいというふうに町長から言われると、先ほどのとおり言われれば仕方がないかなということで、お受けするというで、とはいっても好きこのんでまた議会に出て、答弁をしていかなければならない課長職を受けるということは、これは非常に大変なことであるかと思えます。

先ほどの話にもありましたけれども、もう一回聞きますけれども、これを受けなければ再任用しないよということを言ったことは多分ないということで、もう一度確認しますけれども、ないでしょうねということと、これ人材が不足しているんですかね、町全体で。不足しているからその結果になっていると思いますが、その辺の感想を、2点目でお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） これは、先ほどからのお答えの繰り返しになってしまいますけれども、私はこの人事に当たっては、職員に無理強いをしたつもりはありません。あくまでも再任用するかしないかは、本人の希望次第、そして、働き方についてもフルタイムにするか、短時間勤務にするかについても、これも本人次第、そういうふうなことで、意向を聞いた中で最終的に正規の職員ですから、私のほうが適材適所として人事を行ったわけであります。

通常はそれで終わりなんですけれども、ただ、再任用の職員については、給料が大幅に削減をされてしまうという大きなデメリットもあるわけですので、デメリットとっていいかどうか分かりませんが、今までの職とはかなり違った処遇になるわけですので、そのことについては、再任用の職については前もってご理解もいただいたところであります。したがって、受けなければ再任用しないんだというようなことは絶対ないわけで、これははっきり申し上げておきたいというふうに思っています。

人材不足か人数不足かというようなお話ですけれども、人材については、さっきも言ったように年齢構成にばらつきがあるんで、どうしてもこういうときはあるんじゃないかというふうに思っています。職員規模が大きければ、そういう年齢のばらつきもなくてスムーズに登用できるんじゃないかと思えますけれども、長南町の場合は、どうしてもばらつきがあると。

今回、こういう苦肉の策ということは、ある町民の皆さんはご理解をいただいています。そういった中で、今までで何で計画的な職員採用をしてこなかったのかと、そのツケがここに来ているんじゃないかということで、同情してくれる人もいますけれども、それはそれとして、人材についてはそういう年齢構成の関係がどうしても出てきちゃうと。ただ、職員人数不足かということについては、確かに長南町、今後大幅に人口も減っていきます。当然、将来を見据えた職員採用をしていかなくちゃいけないということで、採用も大分絞っています。

そういった中で再任用制度ができて、退職した職員を再任用しなければならないという問題もあります。そういう問題で、できるだけ職員の採用を控えていきます。ですので、この再任用職員も十分能力を發揮してもらいたいと、働いてもらいたいと、再任用するからには、そういった思いでおりますので、人数不足かと言われると、確かにそのことはあると思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

今の話、人数不足かということでいけば、人数がそんなに多くないわけですが、要は仕事量との関係だと思うんですね。いろんな行事とかいろんな仕事がどんどんふえている中で、人はどんどん減らされていくということで、職員も大変だと思います。この辺、仕事の見直し、人間も見直しが必要ですが、仕事も見直しが必要じゃないかなと思うところでもあります。

こういう百何十人しかいないところでもありますから、大きな市と比べれば、非常にこういうところが出てきてしまうということで、こういうことで大変長くいる町民の方もいらっしゃるということで、そのとおりだと思います。ですから、また、町長も採用をするわけですので、次の世代の町長に、また、よくやってくれたということが言われるような上手な対応を心がけてやっていただければと思います。

次ですけれども、先ほどありましたけれども、これは任期は1年ごとの更新ということで、もっと長いスパンで契約できるのかもしれませんが、特別な事情もないでしょうから、1年ごとの更新でよろしいですよ。それと、低い低いということではありますが、定年前と今で大体年俸でどのくらい、パーセントで結構ですから、違うのかなということがわかれば教えていただきたい。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） この再任用制度は私のほうで説明するまでもなく、厚生年金の支給年齢までは再任用でできることになっています。なっていますが、実際再任用するに当たっては、毎年対象者の希望をとります。ですから、今年でいえば来年度の再任用をどうしますかという調査をしまして、また、その意向を聞いた中で来年度の再任用を決めていくと、そういうことですので、1年を単位として行っていますということでもあります。給与のほうですけれども、給与制度を見ていただければわかるんですけれども、退職前の給与と比較すると、おおむね3割減ということになります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） わかりました。毎年度更新ということで。

3割減をどう見るかですけれども、安く上がっていいなと見るのか、同じことをやっつけてかわいそうだと思うのか、僕は反対に3割減はかわいそうだなと思うほうでありまして、ここまでできて、議会まで出てきて、出されて、いろいろ答弁をしながら、同じ仕事をしながら3割減はちょっとかわいそうだなと。管理職につくんなら、前と同じぐらいの金を出してもいいんじゃないかなと思いますが、これはいろんな意見があるところでございましょう。私はそんなに減らさなくてもいいのかなという意見を持っているということで、このくらいで終わりたいと思います。

次に、全般の問題ですけれども、今回も結局人材の関係になるんでありますけれども、人材の育成は重要な課題であるということは、これはもう十分皆さんもわかっているお話でありまして、このようなことを踏まえて、町長として今後の人材育成をどのように考えているか、ちょっと意見をお聞かせください。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 加藤議員としては、同じ職務と責任を預かる課長職で、同じ給料を払ってもいいかなというような思いをしてくれているということは、一つのやさしさだと思っておりますけれども、これは私の裁量でもって給料を決めているわけではございませんので、給与制度というものに基づいてやっていくことですので、これはご承知いただければと思います。

人材育成の関係ですけれども、本町については15年度に長南町職員人材育成基本方針というのをつくっております。この基幹方針に基づいて、職員の人材ということの人材を育成していきたいというふうに思っております。もう1個、今やっているのは外部研修、外部研修を中心に行っておりますけれども、今後、内部研修も積極的に取り入れたらどうかということ、担当課長とも話をしているところであります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 報酬については規定で決まっているということではありますが、直さない以上これがあ

るんですけれどね。各条例で決めた話ですから、条例を踏まえるものでございますが、財源もありますので。

研修、これ非常に、研修の前に採用が一番大事なんですけれども、よく聞きますと、採用では使ってみると、採用のときにちょっとわからなかったというようなこともよく聞きます。使ってみると現代の若者ですから、いろいろなことが多分あるでしょう。面接、ヒアリングの時点ではよくわからなかったと。いざ使ってみると首をかしげるというような若者もいるということがあります。でも、全体がそういう世の中になってしまっているんですからしょうがないとは思いますが、あとは教育によって、どのくらいそれが皆さんと和をもって仕事ができるのかどうかというところかと思えます。

これには先輩方の指導もいろいろと大事な面があるんでしょう。大事な貴重な任の職員ですから、有効的に使えるようにバランスと教育、育成に注力していただきたいと思ひまして、この質問は終わります。

次に、これも何度も聞いて恐縮なんですけれども、新庁舎の関係で伺います。

先ほども公民館との関係も出るんでしょうけれども、新庁舎ということで限ってお聞きしたいと思ひますが、庁舎の建設を急ぐ、急がないというのはいろいろ考えがあつていいと思ひますが、執行部としましては、計画を出していただきましたが、議会としてもそれはちょっとどうなのかなということで、議会でもいいんじゃないかとか、多目的でもいいんじゃないかとか、いろいろ意見があつて、異議を唱えさせていただいたところでございますが、たびたび聞いて恐縮ですが、町長の任期を2年半切る状況で今日まで来ております。どのような感じに次の検討を進めておるか、庁舎に限って少しお聞かせできればお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 庁舎建設の件でございますけれども、役場庁舎建設につきましては、平成30年の12月7日付で、議会より意見書をいただいたところでございます。今後、新たな庁内組織を立ち上げまして、議会からの貴重なご意見をもとに検討を進めてまいりたいと思ひます。

なお、先ほど板倉議員より公民館の建設の質問もございました。これも含めて、公民館建設の計画もございしますので、この点も考慮しながら計画を進めていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

公民館との関係が先ほどからもあるんですが、今ちょっと聞いた話でありますと、庁内で、これは場内か、庁内かな。

〔「場内」と言う人あり〕

○10番（加藤喜男君） 場内で組織をつくるということでありますけれども、大ざっぱなプランでも、その組織がどういう考えで、どういう組織をつくりたいなのをもうちよつと詳しく、あればお聞きしたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） 総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 現在のところは、まだ考えておりません。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） こういう建設で、出てきたものに議会が判断するわけでありませうけれども、こういうものこそが、議会と一緒にいったらおかしいんですけども、議会が取り組む中で検討していったほうが、急がば回れというか、もとの返ることがあっていいのかなという感じもしますが、これはまたご検討する中で、ひとつ組織の検討を十分検討してください。

本当に時間が補助金の関係とかいろいろあったんでしょうけれども、それでもいいよということも言ったような記憶もございます。きちんとやっていく中で、具体的な、例えばどのくらいでいいのかと、場所もあるでしょうからね、事務の方、検討して早くこの組織を立ち上げて進めていただきたいと思います。

これはこれで終わります。

3番目に通告しております観光行政についてということでありませうけれども、何点かあったんですけども、今回1点に絞りました。

本町、野見金だとか熊野の清水、笠森、長福寿寺とか、いろいろなゴルフ場とか、催し物では花火大会とかいろいろあるわけでありませうけれども、観光に訪れた方々から幾分でも町に金銭的なを含めたメリットが欲しいなということは、これは本音であると思います。町が多額の資金を投じたところは、その資金に見合う費用対効果が欲しいところでありませうし、それは当然のことですから、その効果も想定し、当然事業を進めているところであるというふうに思います。

現在、予算書を見ますと、町では公園等関係施設の管理について、年間約500万円を超える多額の委託料、管理委託料を払っているということも、認めて、認識しておく中で、以前からもお聞きしているところで、またかということですが、4,000万円を投じておる野見金もミハラシテラスが町に対する効果、特に経済的な効果について、どのような評価ができるのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、お答えをさせていただきます。

野見金のミハラシテラスの効果ということでございます。

ミハラシテラスにつきましては、平成29年4月の営業開始から2年が経過したところでございます。町に対する効果についてでございますが、ミハラシテラスは開店に伴いまして、新聞や地方の情報誌に取り上げられるなど、広く周知がされたところでございます。この休憩所、ミハラシテラス及び同時に広場の公衆トイレを整備させていただきましたけれども、野見金公園の魅力が高まりまして、さくらまつりや花めぐりの開催時におきましても、ミハラシテラスがあることで多くの方々に来場、来店をいただける町になっております。そのようなことから、ミハラシテラスが町の知名度アップにも貢献されていると言えますし、今では町の観光拠点の一つでもあると思っております。

ミハラシテラスの店内には、町の観光パンフレットを置いておりますので、来店者は、そこから町の情報を得て、一部の方になるかと思っておりますけれども、帰り道などに笠森観音、または町内の観光施設、さらに商店や店舗に立ち寄っていただくなど、そういう波及効果があるのではないかと想定しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

そうですね、いかにこの公園で波及効果を期待するかというところであると思います。例年、毎年行っていますけれども、花木も大きくなってきて、皆さんの大変な管理によってだんだんきれいになってきて、また来町者、来園者がふえるということは結構なことですが、その方々が幾らかでも金銭的なことで金を落としてくれるということが大事なということで、見て帰っちゃったということではあれかなと思います。それはそれでいいんですけども、ちょっと何かもったいないということが感ずるところであります。

ご存じのとおり、好きな人は山内の奥地まで、遠くからラーメンを食べに来ることもするわけでございまして、また最近では町の中にもいろいろな軽食店がぼつぼつできてきてきていております。こういう店がいっぱいできれば、また、先ほどの話のとおり、帰りに寄っていただくとか、寄ってからまた来ていただくとか、いろいろなことで町が元気になるかなという感じはするわけでございます。

人集め、いろいろ町長も考えていると思いますが、何しても人は食べなきゃ死んでしまいますから、何か食べたいという欲求がどこかにあって、食べるならおいしいものを食べたいというような欲求がまた出てくるわけで、二次的に食べ過ぎがいろんな病気をつくるというのは置いておきまして、食べ物で人を呼べるということは、山内の例からも十分検証されているということでもあります。

そこで、前に言ったかどうかわかりませんが、町でやる気のある人、町に来てもらってやる気のある人を、飲食業、何でもいいんですけども、もうかる商売をやってもらって、人がいっぱい来てくれるということが大事じゃないかと思います。これに対して町が、こういう人たちに幾分のサポートをしてもいいんじゃないかなということで考えみたらいかがでしょうか。

長南町にうまいものがあるから行ってみようと、そういう人たちも帰りに公園に行ってみるかとか、逆もまたあるわけですから、やはり食で、B級、C級グルメでいいと思いますが、人を呼ぶということに、町も少し手を貸せるようなことがあれば、そういうことも考えてみたらどうかと思って、これは私の意見でございますので、よろしく願いいたします。

次に、ミハラシテラスでお客さんが、聞いたところによるとふえております。どのくらいの状況にあって、先ほどちょっとありましたが、前にも聞いた望遠鏡の双眼鏡の状況等を、置かせてもらった双眼鏡の状況がもしわかればお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、ご質問、ミハラシテラスの入り込みの状況、または双眼鏡の利用状況ということでお答えをさせていただきます。

平成30年度、ミハラシテラスの年間の営業日数は170日間でございます。その入り込み客数は3,945人という数字でございます。前年度に比べますと、営業日数はほぼ同じで170日でございますけれども、入り込みの客数は593人増加したという状況になっております。

また、双眼鏡の利用の状況でございますけれども、利用料金については、平成30年2月9日に設置いたしましたけれども、この5月17日まで、約1年3カ月でございますけれども、21万7,200円という利用料金となっている状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

約600人が同じ日数でふえたということで、私も喜ばしいことだと思います。1日平均で23人ぐらいということになりますか、金土日ぐらいのことかな。あとまた長く営業する期間、日もあると思いますけれども、平均で23人ふえたということで、3,600人ぐらいですかね。

そこでお聞きするんですが、経営はどなたかがやっているんで、それは聞くんですが、家賃は無料ですけれども、経営状態がどのような感じにあるか、町が経営しているわけじゃないので、お聞きしている範囲でわかるところがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） 産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） ただいまのご質問、ミハラシテラスの経営の状況はどうかということでございます。

経営の状況ははっきりとはわかりませんが、年間の売上金額、以前聞いたことがございますけれども、おおよそで年間300万円程度の売り上げだというお話を聞いたことがございます。それは売り上げですので、そこから経費として仕入れとか人件費、光熱費などを差し引かれますので、利益がどのくらいになるか、数字はちょっとわかりませんが、300万円の売り上げですから利益的にはそう多くないのかなというふうには感じております。ただ、赤字で経営が成り立たないとは聞いておりませんので、何とかやってくれているという状況だなと感じております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） わかりました。

300万の売り上げということで、これからいろいろなものを差し引いていって、どのくらいもうかるかということで、もうけなくては困りますので、300万だとそんなに大した利益にはなっていないんだろうなと。撤退するという話もないでしょうから、ほどほどにできておるんでしょう。もうちょっとふえて、おいしいものでもいっぱいできて、あそこに行きたい、食べたいというようなことが出てくれば、またいろいろメニュー、価格の問題ですね。場所的にはあそこで調理することができないというような感じもあるかもしれませんので、また、経営者のほうと十分協議をして、人を呼べるものができるように、またよく協議をしていただきたいと思ひまして、この質問は終わります。

次に、道路行政ということで、先ほども和田議員のほうからいろいろなご質問がありました。ちょっとバッティングする面もあるんですけど、私の質問は、宿中の県道長柄大多喜線と、これは県道ですから、町が云々という話じゃないんですけど、いろいろお母さん方から、宿中、町なかについて危険であるというのは重々わかっている話でありますけれども、一度聞いてくれないかということもありましたんで、宿中の歩道を、拡幅もありますけれども、歩道を何とかならないかということでありますが、この宿中は多分昔はそんな広くなかったんだろうなと思います、僕らが小さいころは。もっと前ですね。そこがここまで広がったということで、相当広がっているんでしょうけれども、さっきのお話のとおり、車が非常に多うございまして、

また、いろいろな車の事故もあるわけで、非常に自転車に乗る方だけではなくて、お年寄り等、みんな非常に厳しい状況のことであると思います。

とはいっても、昔よりも人口は減っていますから、そんなにあそこがわあわあ人がいるわけでもないので、ちょっとこの辺があれなんですけれども、そうはいつでもお隣の睦沢町上市場あたり、あそこ狭かったなということで、よく普通っておりましたけれども、最近通りますと、上市場、郵便局の隣あたり、あれ県道ですよ。歩道が広い。道が拡幅されてきたと。相当昔から要望してきて、やっと今さらということだろうと思います。急に今日言って、今日の話じゃありませんからね。

先ほどもいろいろ県の状況等、課長のほうから説明をいただいておりますけれども、お隣はそうやって、今になってやっと進んできた。相当昔に依頼したんだろうと思いますが、本町において宿中の長柄大多喜線について、無理だから全く考えていなかったと思うのか、要望をしてあるんですよとか、要望した実績がありますよとか、そういう経過、状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） ご質問の宿中の県道の道路整備なんですけれども、これについてお答えしたいと思います。

ご存じのとおり、宿中の県道は、道路の両端に住宅が連檐しているので、歩道整備に不可欠な道路用地を確保するには、多くの時間と費用が必要となることと思います。非常に困難な状況であるというふうに考えております。

宿中の歩道整備については、過去に千葉県等に対して要望や協議を重ねた結果といたしまして、通過交通の排除とともに、町などの地域と圏央道の我が長南インターチェンジを結んだ地点、長南バイパスが平成5年に都市計画道路として位置づけられたと認識しているところでございます。

しかし、この長南バイパス線は、当時、事業推進に対しまして地権者から理解が得られなかったことなど、事業が暗礁に乗り上げた経緯もありまして、現在、事業凍結の状態となっております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 意外と実績はないということなのかな、現実に関して。

○議長（松野唱平君） 建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） かなり千葉県に対しまして、要望とか協議を重ねた結果といたしまして、平成5年、長南バイパス線という、バイパス線を都市計画道路として位置づけられたということで、その当時については要望をしていたというふうに認識しています。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 長南バイパス線との兼ね合いでいろいろあったということでしょう。混んでいるから長南バイパスができれば緩和できますねということなんだろうね。わかりました。

本町には、先ほどいろいろな国道やグリーンラインや、いろんな流れもいろいろ多くの幹線が、県道が走っておるわけでございます。県も厳しい財政の中で、それぞれ各地域に平均的に工事を進めてくれております。

非常に厳しい中、また進んでいくと思いますが、先ほどのとおり、やっぱり南総一宮線の南郷地先がちょっと進んでおるということでよろしいかと思いますが、早く進めてほしいところの一つなのですが。

先ほど、睦沢町もいつやったかわからないけれども、町なかが少なくなったということと、あと、長南バイパスは、これは日の目を見るのかなという感じが今はあります。ほかができてから最後の最後かなという感じもあります。相当長い年月が恐らくかかるんでしょう。いろいろあったことからね。

やはりいつも、いろいろな毎年県のほうに依頼をする中に、またこちら辺を少し加味していただいて、いつできるかわからないけれども、リクエストだけはしておいていただければということで、ひとつよろしく願いをいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、これもいろいろな町民の方から言われるんですが、長南小沢インター、茂原長南インターの周辺が全然できないねというようなことでありまして、インターのない町村から見れば非常に本町はうらやましがられておるところであると思います。インター周辺を千田とっていいのか、現時点でお話できる何かいい話があるかないか、お聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、加藤議員さんのご質問なんですけれども、インター周辺の開発や考えなんですけれども、この茂原長南インターチェンジの開発に関しましては、町の第4次総合計画に、圏央道インターチェンジ周辺等の土地利用の推進に係る柱として、圏央道周辺での土地利用保全、活用方針ということで、明確に位置づけがされておるところでございます。

事業の狙いとしては、開発圧力のコントロールと周辺の自然環境の保全及び圏央道のインパクトを的確に反映させて、地域活性化に波及させていくという点で捉えてありますので、当然、周辺開発の視点での考え、構想は配置づけてございます。

しかしながら、現時点での社会経済状況や町の財政状況等を勘案いたしますと、自主的な開発よりも、むしろ民間企業の投資に期待せざるを得ない現状下にあるということを痛切に感じております。したがって、今後とも情勢を見つつ、有効な周辺開発に民間企業を導き、つなげていけたらというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 進んでいないということではよろしいでしょうね。ありがとうございました。

インターができれば周辺が活気づくというような考えもありますけれども、そう簡単にはいかないわけでありまして、周辺の指定とか、環境とかいろいろあって、町からの呼び水等も必要なかもしれないというふうに思いますが、事務局から聞きますと、圏央道は2車線であるから、何か事故でもあると、交通が滞ってしまって、いろいろ物流に問題が出るということで、余り場所もいいわけでもないような話も、そのとおりかもしれません。多少のリスクはどこにいてもあるわけでございますけれども、またこのとおり、インターのない町村から見れば、長南町何やっているんだよというようなふうに見えるのかもしれない。

インター周辺、山林、田んぼ、畑、でこぼこで、また民地でございますから、いろいろな問題があるわけで

ございますけれども、町としまして、勝手に平面図でプランをつくるのも悪いことじゃないと思いますので、何か周辺にいろいろな、また、コンサルは頼まないで、職員、いろんなところで知恵を出して、何かいい方法はないかということで、また、検討を引き続いて進めていってほしいと思います。ありがとうございました。終わります。

最後、豊栄小学校の検討状況はということでございます。

最後の1校ということになりました。以前ちょっと聞いたんですけども、ソニーの方が窓口に来て、豊栄小学区をちょっと下見に来たということがあったということを知りました。何に使うかはちょっと、世界のソニーですから、外国向けのテレホンセンターというような形で、いろいろな臨床、言語をできる方々がそこにいて、世界とのやりとりをコールセンターとしてやるというような話であったということ、風の便りに聞いたことがございます。

私は、小学校のとき、西小学校、長南小学校が一貫して利用はどうなのかなということで、反対せざるを得なかったということで、反対をしてきておられるわけでございますけれども、無料で貸し出しには相変わらず反対をしようという発想があるんですが、それとは別として、最後に残った豊栄小学校は、適当ないい話があるのかなということで、語っていただけることがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今の旧豊栄小学校の状況ということでございます。

4校廃校になってから順調な滑り出しで、この2年間の間に東小から始まりまして、西小、長南小という形で、ある意味ほかの市町村に比べれば大分長南町は恵まれていたのかなど。加藤議員のおっしゃられるとおり、地理的条件、県道の茂原長南インターチェンジからの地理的特性が非常によいということが大分評価されております。

そんな中、この旧豊栄小学校の進め方につきましては、以前の旧3校の廃校と同じような形で進めていきたいというふうに考えております。

そういった中で、現在の状況は、特に企業の問い合わせをいただくことは何件か、数件ございますけれども、現時点におきましては、重立った具体的な協議に進展している企業というのはございません。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） さっきのソニーの話に返っちゃいますけれども、くだんのとおりだったら、全然買いたいとは言わないかもしれませんが、これだけまた有料で貸すとなりますと、いろいろな観光との兼ね合いがあって、いろいろ出てきたかもしれませんが、今その話じゃないんでよろしいですが、先ほど聞いた板倉議員も言っていました。

この学校は解体しても、宅造でもしたほうがいいんじゃないかというようなことも語ってありました。私もそんなものだと思うのかなという感じで、ちょうどあそこに昔の学校に何とか、あそこに何棟か戸建て住宅もできて、少しは元気になってきたのかもしれませんが、いろいろ耐震とかグラウンドも金使っちゃいました。非常にもったいない話で、昔の話でございますが、ございました。

このような、意見もある方もいた、いるということで、その辺も踏まえまして、有効的に町の活性化に寄与できる使い方ができるように、ご検討をいただきまして、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで10番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては、2時45分を予定しておきます。

（午後 2時29分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時45分）

◇ 河野康二郎君

○議長（松野唱平君） 次に、3番、河野康二郎君。

〔3番 河野康二郎君質問席〕

○3番（河野康二郎君） 3番の河野です。

議長の許可を得ましたので、一般質問のほうを行っていききたいと思います。最後ということで、今しばらく、おつき合いのほどよろしくお願ひしたいと思います。

私のほうからは、イノシシ被害と対応策ということで、この1点についてお伺ひしたいと思います。

先週、私の住む報恩寺なんですが、報恩寺の境内において、飼い犬がイノシシに襲われるという事件が発生しました。5月11日、午前7時半の出来事でした。

飼い主が目を離したわずかな時間に襲われたもので、腹に牙によるものと思われる穴傷と、それから8センチ程度のかみ傷が残っていたということです。それから、全身打撲状態であったということで、横たわっていたということです。被害犬については、ラブラドル・レトリバー、12歳、30キロ程度の大型犬です。

私たちの長南町も含めて、近隣では、ここ10年ほどでイノシシを見かけることが多くなり、多くの被害、事故が発生しています。今日のイノシシ対策は獣類の中でも最も多い農業被害をもたらすということから、その被害の軽減に主な目的が置かれています。

長南町においても、農業被害の軽減を目的に、電柵などによる被害防除対策、加害個体の除去、加害個体の削減という目的で、捕獲対策がとられています。このような中で、人身被害、事故等、そしてその可能性が増大している状態にあると言えます。

所管する環境省は、イノシシは繁殖力が高く、個体数の変動も大きいこと、生態系への影響が懸念されることから、2010年に特定鳥獣保護管理計画の作成をするためのガイドライン、あるいは第二種特定鳥獣管理計画、そういうものを立てて対応しており、千葉県も2017年には第二種特定鳥獣管理計画というものを立てて、3つの施策、捕獲、被害防除、生息環境整備、このもとに対策を進めてきています。

現在、このガイドラインが作成をされて10年がたっています。改定作業が進んでいるということで、その理由が、地域的にイノシシの分布域の拡大、個体数の増加を抑制できないようなところがあるということ、それから、市街地への出没や人身事故の増加への対応が必要だということで、その解決、方向性を示すためにとい

うこと、また、再整備をされた特定鳥獣管理計画は2回ほど、鳥獣保護法か何かの関係で再整備されていますから、それに反映されていないようなガイドラインになっているということで、来年の3月を目途に、このガイドライン、イノシシのガイドラインを改定をするというふうに言われています。

あわせて、ガイドラインの改定で、イノシシの生息状況や被害状況などのデータベース化によって、施策を判断し、目的とする農業被害の軽減効果の把握と、捕獲などが効果的に実施されているかの評価、検証を行い、必要に応じて施策や計画を改善するというフィードバック管理というものを行えというような、非常に難しい局面にガイドラインが入ってきています。

この、第二種特定鳥獣管理計画策定を目的にした改定ガイドラインのもとに、国、県、町、地域住民を貫く取り組みによって、私たちが好むと好まざるとにかかわらず、イノシシの存在を受け入れ、恐れ、あるいはその存在を嘆くことなく、イノシシを知り、安全・安心のための対策を立て、イノシシと共存する方法を考え続けていく必要があるんだというふうに考えています。

これが、このガイドラインの策定がその機会になる、あるいは将来的にイノシシとつき合うという基盤づくりになっていくのではないかとということで、一般質問をさせていただきました。

そこで、イノシシの被害と対応策について、6点にわたってお伺いしたいと思います。

1点目です。

イノシシの被害の現況と対応策及びその成果についてお伺いをします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） それでは、イノシシの被害の現況と対応策並びにその成果につきまして、答弁のほうをさせていただきます。

イノシシの被害の現況につきましては、平成30年度、水稻で97アール、金額で95万5,000円の被害が報告をされております。そのほか、畑作物やタケノコの被害があると聞いております。

この対応策につきましては、国の総合対策交付金を活用をいたしまして、電気柵を21カ所、約54.2キロ、箱わなを15基設置をいたしました。

また、25カ所、約6.8キロの電気柵の設置に対しまして、町単独の補助金を交付をさせていただいております。その成果ですが、平成30年度は、箱わな425頭、くくりわな118頭の合計543頭の捕獲をいたしました。

また、被害金額につきましては、平成29年度、206万8,000円から111万3,000円の減となったところです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） この被害状況の把握については、どのように行っていますか。

○議長（松野唱平君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 町の被害は、農作物被害、特に水稻の被害が主なものとなっておりますことから、共済組合への調査によりまして行っておるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 捕獲個体の情報について、どのようにデータ化しているか教えてください。

○議長（松野唱平君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 捕獲した個体のデータ化ですけれども、捕獲しましたイノシシのデータにつきましては、以下の項目でデータ管理をしております。

まず、捕獲年月日、性別、体重、雌の場合につきましては妊娠の有無、あと捕獲方法、箱わなであるのか、くくりわなであるのかの捕獲方法、捕獲者、とめ刺し者、捕獲場所、あと千葉県がこの鳥獣管理のために、縦4.5キロ、横5.5キロで管理をしておりますメッシュ番号、その他、個体解体の有無をデータとして管理をしておるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 引き続き、全体の流れの中で関連することで考え方を言いたいと思いますので、次にいきます。

対応策はどのように、どのような考え方から取り組まれているのか、お聞かせください。

○議長（松野唱平君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 2番目の対応策の考え方ですけれども、千葉県が平成29年3月に策定しております第二次千葉県第二種特定鳥獣管理計画に記載をされております、被害防除、生息環境管理、個体数管理の3つの項目につきまして、市町村及び地域が取り組むとされている項目を基本といたしまして、取り組みをしておるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） いわゆる特定計画における県と町の取り組み、役割の分担がどういうふうになっていますか。

○議長（松野唱平君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） この特定計画における県と町の取り組みにつきましては、県につきましては、直接の捕獲につきましては、指定管理鳥獣の捕獲等事業で実施をしておりますけれども、こちらの目的につきましては、県北部への北上を防ぐため、また県外への北上を防ぐために、令和元年度につきましては、2カ所、90頭を目標として実施をするというふうに聞いております。

そのほかは、県につきましては、調査・研究ですとか、市町村が実施をいたします事業に対しまして助成をしていくというのが基本の役割となっております。

また、町のほうの取り組み内容ですけれども、この県の策定いたしました特定計画に基づきまして、被害防止計画を作成をしております。その被害防止計画にうたわれております項目に取り組んでいくというところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） そうすると、具体的な施策を実施するのは町になるというふうになると思うんですけ

れども、このイノシシの対応策の目標というのか、要するにイノシシを根絶することを目標とするのか、あるいは、保護管理を目標にしているのか、お聞かせください。

○議長（松野唱平君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） イノシシにつきましては、古くは縄文時代からこの県内に生息をされていたというように言われておりますし、江戸時代、明治時代にも捕獲のほうがされていたというようなことで、古くから県内に生息をされていたというような文献等もございます。そういったことから、イノシシは生態系を構成をいたします一要素として、生物多様性の維持といった役割を今まで果たしてきたというふうに考えられますことから、管理を目標、個体数の減少、管理を目標として取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） これは、古来種のイノシシではないんですね。にもかかわらず、保護管理ということで、目標を設定をしているということです。これは、具体的に根絶をすることだけが目標じゃないということわかります。保護管理をするに当たって、何を基準に頭数の削減とかそういうようなものがあると思うんですけども、何を基準にその目標を設定しているのか、教えていただけますか。

○議長（松野唱平君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 本来の目標としますと、捕獲数を目標とすべきというふうに考えますけれども、生息数の数が正直申し上げまして、把握のほうができているということから、計画策定時の農作物の被害面積、また被害額を目標の基準として設定をしておるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） この後の質問にも関連するんですけども、生息数の推定とか、総捕獲数から管理目標を設定するとか、いろいろなのが環境省の計算方法の中には出てくるんですけども、実は結論はイノシシの場合は困難だというようなことで、農業被害のさつきおっしゃられたように、量や被害額をその削減を目標とするというようなことが多いというふうに言われています。

しかし、この算定方法だと、先ほども被害の把握の方法としては、共済の届け出を前提にしていますから、そのこと自体非常に算定方法としては問題が残るものになってしまうと思います。

これが、どこでもそうなんですけれども、当面、被害を軽減する対症的な対策、そういうものが目標設定になっているんじゃないかというふうに言われています。

なぜこんなことを言うのかというのは、これからこのガイドライン、新しくできた場合のガイドラインでは、こういうデータのなところをきちんと、基本的に正しい、正確なものはないと思うんですが、正確に近いような数字をはじき出させるような、そういう情報収集や何かが具体的に言われていますので、そのことについて、あえてわかっているようなことをお聞きしました。

その上で、イノシシの生息状況や被害の状況の把握について、どのように行っていますか。

○議長（松野唱平君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） イノシシの生息状況や被害状況の把握はどのように行っておるかというご質問

ですけれども、まず初めに、イノシシの生息状況でございますけれども、町では、わな免許を所持をしております8名の方を鳥獣被害防止対策実施隊員として委嘱のほうをしております、わな管理を中心に月6回程度の巡視を行っております。その活動報告書によりまして、生息状況の把握に努めておりますけれども、まだまだ情報量が少なく、正確な状況につきましては把握することができていない状況です。

被害状況の把握につきましては、先ほどもお答えをさせていただいたとおり、共済組合に報告をされております農作物被害の内容を町の被害状況としているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） これ、先ほど言ったことと重なりますけれども、極めて一面的な情報による状況の把握になっているっていうことですね、現実には。

その辺、確かに難しいことは理解しつつもということ、これはいろいろな意味で、担当部署の人数の問題や、それから方法、そういうようなもので、非常に難しいということについてはよくわかりますけれども、目標設定の根拠、基準になるっていうことから、より正確性を高めていく必要があるというふうに考えています。

その方法等について、考えていることがあったらお聞かせください。

○議長（松野唱平君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） まず、地域からの情報が町に届きやすい体制づくりが必要というふうに考えております。

具体的には、現在31名の方を町のわな従事者としてお願いをしておるところでございますけれども、大字単位で申しますと、15の地区でまだそのわな従事者の方がいらっしゃらない状況です。できましたら、最低でも大字単位で1名の方のわな従事者の確保をしたいというふうに考えております。

また、そのわな従事者の中から、現在8名の方を鳥獣被害防止対策実施隊員として委嘱をさせていただいておりますけれども、その実施隊員につきましても、増員を図っていければと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） これから、私が一番聞きたかったことなんですけれども、今までの情報収集や、あるいは現状の把握、そういうようなものについて、必要だというふうに思っているのが、実は、イノシシの人身被害等のことについて、そういう情報が具体的に事前に把握をされていくっていうことで対応策がとれるんだというふうに思っています。

そういうことで、まず、イノシシの人身事故被害等の現況と対応策についてお聞かせください。

○議長（松野唱平君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 本町におきましては、現在のところ、人身被害というものはございません。

しかし、議員さんの質問の中にもございましたとおり、5月に入りまして飼い犬がイノシシに襲われるという被害の連絡がございました。被害の状況を確認をさせていただきましたところ、飼い主の方も近くにいたということで、状況によっては、人身被害になってしまう危険性があったところでございます。

こういった人家付近にイノシシが出没した場合の対応につきましては、昨年度から許可を得るため、県のほ

うと協議をしております緊急捕獲によりまして対応をしたいというふうに考えております。

この緊急捕獲につきましては、1年を通じまして、銃器、網、手どりでのイノシシを捕獲することができるもので、6月中には許可を取得したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） このことについては、次の6番目で具体的に伺いたいと思います。

次の5番目の今後想定される人身被害等、どのようなものが発生するか考えていますか。

○議長（松野唱平君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 平成30年度、全国で50件、千葉県では4件の人身被害が速報値として報告のほうされております。

事故の内容といたしましては、バイク等2輪車への衝突により転倒したもの、犬の散歩中や単独での散歩中にイノシシと遭遇をいたしまして突進やかみつきの受けたもの、また、自宅や畑で作業中にイノシシの突進やかみつきの受けたものなどとなっております、千葉県におきましても、バイクへの衝突が2件、散歩中と畑の作業中に突進、かみつきの受けたものがそれぞれ1件ずつで、今後、発生する可能性としては同様のものが発生するのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 今、何件か件数で報告されましたけれども、全部じゃなくてもいいんですけども、おのおののけがの程度や、あるいは被害状況について把握をされていますか。

○議長（松野唱平君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） おのおののけがの程度ですとか、被害の状況につきましては、県よりその内容につきまして町のほうへ状況報告がございます。

主なものとしては、かみつきの受けたことによるけがですとか、中には遭遇したことによって驚いて倒れてしまっただけをしたというものなどが被害の状況となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） その上で、イノシシ事故の要因とか、あるいは傷を受けたというようなことがありますけれども、イノシシの事故ということで何か特徴的なものがありますか。

○議長（松野唱平君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 特に、まず、二輪関係につきましては、その事故が起きている時間帯が早朝、または夕方に多く発生をしております、これは新聞配達員の方がイノシシに遭遇して、イノシシの突進を受けたというようなものが多くございました。

また、散歩中の被害では、犬を連れた散歩中の事故が多く報告をされておりました。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 私も質問するのにちょっと勉強させてもらったんですけども、イノシシの生態とか、性格とか行動、そういうような事故の要因に大きくあるんじゃないかということと、それから、牙、かみつぎ、それから突進ですので、けがについても太ももの内側とかそういう非常に大事な部分のけが等が多いというようなことが聞いてあったり、あるいは死亡事故もかなりの件数あるということがわかりました。

そういう意味では、これから人身被害等にどういうふうに対応しようと考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 人身被害等に今後どのように対応をしていくのかというようなことですが、人身被害等を防止するためには、イノシシの出没状況を迅速に把握をいたしまして、早期に対策をすることが有効なことを関係機関等に周知を図ると。

また、啓発のためにわかりやすいチラシ等を作成をいたしまして、町全体に普及していく。さらには、地域が一体となりまして取り組む、地域ぐるみ対策の推進を行うことで対処していきたいと考えております。

また、さきに答弁をさせていただきました人身被害の中には、生徒の乗った自転車への衝突事故が2件ございました。このことから、学校を通じまして児童・生徒に地域に潜む危険について周知のほうをしていただくことや、遭遇した場合の対処方法などの指導をあわせて依頼をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 情報収集による実態把握と、それに基づいた対策がやはり問われるということだと思います。

具体的な情報収集の方法と、具体的な対応策について、何点か、今、おっしゃられました。これは、回答は要りませんが、加えて住宅地やあるいは市街地への出没時に早い情報の提供を受けるということ、そのことの情報処理を迅速に行うということ、それから、これは町でも今、具体的な機関はつくっているようですが、他部署・他機関との連携をきちんとする、そういうことで対応できるようにすること、それから、今、小学校、中学校の児童・生徒ということがありましたけれども、具体的な出没対応マニュアルをあわせてつくるといったようなことについても、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

その上で、啓発の内容及びその機会について、場ですね、説明の機会、具体的にお聞かせください。

○議長（松野唱平君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） まず、啓発の内容ですけれども、このイノシシをはじめといたします有害獣の生態並びに遭遇した場合の対応につきましては、町のホームページのほうへ掲載のほうをさせていただいております。ホームページのほうへ掲載をさせていただいておりますけれども、やはり高齢者の方ですとか、なかなかホームページのほうは見られないということで、先ほど答弁の中でも申し上げさせていただいたとおり、わかりやすいチラシ等を作成をいたしまして、全町にお配りをしたいというふうに考えております。

また、その啓発の機会ですけれども、町の出前講座の項目の中にも有害鳥獣対策の項目を記載をさせていただいております。地元のほうから依頼があれば、お伺いをしてご説明のほうをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） ぜひ、やり過ぎてはいけないというような、そういう対策はないと思います。

確かに、全国的にも件数が少ないし、死亡事故についても何十件もあるということではありません。しかし、事故が起きてからでは遅過ぎるわけですし、それから長南町の地形なんかも含めて、イノシシの生態や性格、行動から突発的にイノシシと直面してしまう、それがイノシシの生態や行動、性格から突進につながるというようなことが往々にして起きておりますので、特に長南町はそういう地理的な場所が多いので、ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、イノシシの共存は長い付き合いになる、その生態や性格、行動を知って、広く共有化を図って、被害の実態や生態、出没状況などの情報収集あるいは分析能力を高めながら、効果的な対策を計画的、持続的に行う必要があるんだというふうに思っています。

その環境整備をするのは、当然、今、そこに並んでいらっしゃる行政の責任でもあると思いますけれども、私たち議会の共通の課題でもあると思っています。おのおのの役割を達成するために、いろいろ考え続けていかなければならないと思っています。

先ほど、加藤さんの一般質問の中でもありました。今後の課題も含めて、いろいろな意味で多くの仕事を関係の職員は背負うことになります。したがって、計画的な職員の人材育成というものについて、先ほど町長も述べられましたけれども、新たに直面している時代の中でどんな人材育成が必要なのかという見直しも含めて、今、求められているんだというふうに思っています。

ぜひ、関係部署職員のたゆまぬ努力を期待をしながら、私の一般質問について終わっていきたいと思います。

○議長（松野唱平君） これで3番、河野康二郎君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日14日は、午後2時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時20分）